

第2 新温泉町総合計画に基づく施策について

令和2年度 重点事業等の概要

1. 豊かな資源を生かして産業を育てるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額									
(1)農林畜水産業の振興	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:20%; text-align:center;">農業振興費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 新規就農者確保事業 次世代の農業を担うことを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付します。 *対象：原則50歳未満 年間最高150万円交付</p>	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	9,801
	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:20%; text-align:center;">農業振興費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 中山間地域等直接支払事業(第5期:R2~R6) 担い手育成による農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地発生を防止し、農地の多面的機能の保全を図ります。中山間地域等と平地地域との生産条件の不利を補正します。 *交付金：国2/4、県1/4、町1/4 * (通常) 22集落 A=430.57ha * (8割) 8集落 A= 45.56ha</p>	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	98,545
	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:20%; text-align:center;">農業振興費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 環境保全型農業直接支払事業 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的な費用を支援します。 *支援対象者：国際水準GAPに取り組む方 *支援対象取組： 1. ①化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバー クロープの作付を組み合わせた取組 2. ①とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組 3. ①と炭素貯留効果の高い堆肥の施用を組み合わせた取組 4. 有機農業の取組 (化学肥料、農薬を使用しない取組) *取組助成：上限14,000円/10a *交付金負担割合：国2/4、県1/4、町1/4</p>	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	2,051
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:20%; text-align:center;">畜産業費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 但馬牛研修センター運営事業 但馬牛研修センターを運営し、町内外から但馬牛の生産に取り組もうとする新たな担い手の誘導と育成を図ります。</p>	款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課	1,573	
款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:20%; text-align:center;">畜産業費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 肉用牛生産施設運営事業 但馬牛の原産地として、地域ブランド力の向上、飼養頭数の増加、地域全体での収益性の向上を目指すために整備した肉用牛生産施設 (アパート牛舎) を活用し、町内で飼養される肉用牛の拡大を図り、畜産経営を振興します。</p>	款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課	2,678	
款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課			

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 1 目 4</td> <td>畜産業費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 世界・日本農業遺産推進協議会事業</p> <p>美方郡産但馬牛は、全国的に見ても特殊な改良を行っており、多様な遺伝子の確保のため希少となった雌牛系統の保存にも積極的に取り組み、品種を守り続けています。美方郡産但馬牛を核とした情報発信、消費・需要拡大推進を行い、さらに和牛生産における美方郡産但馬牛の地位を絶対的なものとし、その生産に取り組もうとする新規参入者を呼び込むことで、新温泉町への移住定住を促進します。</p> <p>令和2年度は世界農業遺産認定へ向けて取り組みます。</p>	款 6 項 1 目 4	畜産業費	所管	農林水産課	1,000
	款 6 項 1 目 4	畜産業費	所管	農林水産課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 1 目 4</td> <td>畜産業費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 畜産振興(優良牛確保)事業</p> <p>全国和牛の改良用素牛供給地として、良質の但馬牛生産の安定化を図り、育種基地として優良牛の確保に努めます。</p> <p>幹旋会導入 25万円か幹旋価格の1/4のいずれか少ない額/頭 市場購入 25万円か落札金額の1/4のいずれか少ない額/頭 自家保留 5万円/頭 波系導入加算 5万円/頭加算</p> <p>*幹旋会3頭、市導入・自家保留39頭 計42頭 *波系加算3頭</p>	款 6 項 1 目 4	畜産業費	所管	農林水産課	5,450
	款 6 項 1 目 4	畜産業費	所管	農林水産課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 1 目 7</td> <td>土地改良費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 県営農村災害対策整備事業</p> <p>奥八田地区には、4集落の上部を流れる全長 3,500mの石橋用排水路(受益面積20ha)があり、近年、施設の脆弱化等に伴って、決壊や越水を招いており、今後、周辺農用地や民家等に被害を与えるおそれがあるため、本地区を対象として、農業用排水施設及び農災施設整備事業を県営事業により実施します。</p> <p>令和2年度は海上、青下地区及び石橋地区排水路整備と前地区避難路の工事損失補償を行います。</p> <p>*実施地区：奥八田地区 *負担率：H25～R2 整備事業 (国55%、県29%、町14%、地元2%)</p>	款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課	7,520
款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 1 目 7</td> <td>土地改良費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 高生産性農業集積促進事業</p> <p>担い手育成型のほ場整備実施地区において、担い手への質の高い利用集積を促進するため、促進費を交付し、奨励します。</p> <p>*実施地区：大庭地区 *負担率：R1～R2 補助金 (国55%、県22.5%、町22.5%)</p>	款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課	20,600	
款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 1 目 7</td> <td>土地改良費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 農業水利施設保全高度化事業</p> <p>石橋・前地区及び対田地区において、土地改良事業のための調査を実施し、実施計画を策定します。</p> <p>*実施地区：石橋・前地区、対田地区 *負担率：調査計画(国100%)</p>	款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課	11,000	
款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課			

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 1 目 7</td> <td>土地改良費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(新規) 石橋・前地区ほ場整備地すべり対策事業 石橋・前地区ほ場整備事業の実施にあたり、事業計画区域の内、地すべり防止区域について、必要な地すべり対策を実施します。 *実施地区：R2～R6 石橋・前地区 *負担率：調査計画、対策工事（県50%、町50%） *補助事業：県単小規模農地緊急整備事業</p>	款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課	8,000
	款 6 項 1 目 7	土地改良費	所管	農林水産課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 2 目 2</td> <td>林業振興費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 有害鳥獣防除事業 野生鳥獣による農作物等の被害を防除・軽減し、捕獲により加害獣を減らすため、兵庫県猟友会浜坂支部会員と地区捕獲員により編成される有害鳥獣捕獲班に対し捕獲を委託します。また、有害獣捕獲檻、侵入防止柵の導入、捕獲班員の確保対策を実施します。 【有害鳥獣捕獲事業】（事業委託） 銃器・わな・捕獲柵による捕獲 【有害鳥獣捕獲班確保対策事業】 射撃技術維持向上、免許更新費用助成 【新規免許取得者確保対策事業】 わな猟免許、第1種銃猟免許及び銃所持許可取得に係る講習会、免許試験受験料等助成 【野生鳥獣侵入防止柵整備事業】 電気柵、ワイヤーメッシュ柵導入助成</p>	款 6 項 2 目 2	林業振興費	所管	農林水産課	37,501
	款 6 項 2 目 2	林業振興費	所管	農林水産課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 2 目 2</td> <td>林業振興費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 鳥獣処理施設運営事業 野生鳥獣による農作物等の被害拡大を防止するため、鳥獣処理施設を運営し、捕獲個体数の拡大と個体処理の負担軽減及び捕獲個体の有効活用を図ります。</p>	款 6 項 2 目 2	林業振興費	所管	農林水産課	21,903
款 6 項 2 目 2	林業振興費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 2 目 2</td> <td>林業振興費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 林道施設維持管理事業 森林の適正な管理と効率的かつ安定的な林業経営を推進するため、林業施設（林道等）の維持管理を行います。 また、施設の長寿命化対策として林道橋の保全事業を実施します。</p>	款 6 項 2 目 2	林業振興費	所管	農林水産課	18,032	
款 6 項 2 目 2	林業振興費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 2 目 3</td> <td>地籍調査事業費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地籍調査事業 林道整備等公共事業の円滑な事業推進、災害復旧時の円滑な作業対応、住民間や官民間の境界に関する問題の解消、土地取引の円滑化、課税の適正化等を図るため、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施します。 *実施地区：千原、千谷、浜坂、正法庵、三尾 *補助率：町営75%（国50%・県25%・町25%） 県営100%（国50%・県50%） *換算実施面積：町営0.12km²・県営1.28km²</p>	款 6 項 2 目 3	地籍調査事業費	所管	農林水産課	55,537	
款 6 項 2 目 3	地籍調査事業費	所管	農林水産課			

(1)農林畜水産業の振興	款 6 項 3 目 2 水産業振興費	所管 農林水産課	
(拡充) 水産振興事業《浜坂漁業協同組合》			11,895
<p>漁業を取り巻く厳しい状況を改善するため、漁業者への支援を行うとともに、水産物の流通販売の活性化に取り組みます。</p> <p>また、水産資源の維持及び増大並びに持続的利用を図るため種苗放流事業に対して支援を行います。</p>			
<p>【漁船保険等加入推進事業】 (拡充)</p> <p>漁業振興と漁業経営の安定化を図るため、漁船保険料の一部を助成し、漁業者の負担軽減を図ります。</p> <p>*補助率：20% (船外機漁船105隻、沿岸漁船60隻)</p> <p>*補助率：5% (底曳網漁船15隻)</p> <p>新船建造5年以内は20%</p>			
<p>【漁獲共済加入推進事業】</p> <p>厳しく変動する漁業情勢の中で、中小漁業者の漁業再生産阻害の防止と経営の安定化を図るため、損失補償制度に係る保険料の一部を助成します。</p> <p>*沖合底引き網漁業：14経営体</p> <p>*沿岸一本釣り：19経営体</p> <p>*合計：33経営体</p> <p>*補助率：組合助成経費の1/2以内</p>			
<p>【漁船建造資金利子補給事業】</p> <p>漁業者の負担を軽減するため、漁船を建造した漁業者に対して、近代化資金の借りに伴う利子の一部を助成します。</p> <p>*補助率：借入金の5/1000以内 (上限：500千円)</p>			
<p>【魚貝類等増殖事業】</p> <p>水産資源の維持及び増大並びに持続的利用と水産物の安定的な供給を図ります。</p> <p>アワビ等中間育成種苗導入事業</p> <p>*アワビ稚貝購入放流 8,500個</p> <p>*ヒラメ中間育成後放流 100,000尾</p> <p>*マダイ中間育成後放流 200,000尾</p> <p>*カサゴ稚魚直接放流 5,000尾</p> <p>*キジハタ稚魚直接放流 1,000尾</p>			
<p>【水産等活性化事業 (地域水産物販売)】</p> <p>*松葉ガニタグ製作</p> <p>*プロトン冷凍した各水産物の流通販売促進</p> <p>*都市部を中心とした販路拡大 (関西・中四国)</p>			

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款 6</td> <td>項 3</td> <td>目 2</td> <td>水産業振興費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 水産振興事業《岸田川漁業協同組合》 【内水面漁業振興事業】 水産資源の維持及び増大並びに持続的利用を図るため、種苗放流事業等に対して助成します。 *アユ稚魚放流 500kg *ウナギ稚魚放流 10kg *サクラマス発眼卵埋没放流 50,000粒 *補助率：事業費の1/2以内</p>	款 6	項 3	目 2	水産業振興費	所管	農林水産課	1,725
	款 6	項 3	目 2	水産業振興費	所管	農林水産課		
<table border="1"> <tr> <td>款 6</td> <td>項 3</td> <td>目 4</td> <td>漁港建設費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(新規) 三尾漁港機能保全事業 波により洗掘されている小三尾漁港東防波堤の補強に向けて、測量設計業務を実施します。</p>	款 6	項 3	目 4	漁港建設費	所管	農林水産課	4,873	
款 6	項 3	目 4	漁港建設費	所管	農林水産課			
(2)商工業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款 7</td> <td>項 1</td> <td>目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 商工会補助金 商工業の振興のため、新温泉町商工会に補助金を交付し、地域商工業の総合的な発展を支援します。 *商工会事業 *創業・経営革新・事業継承セミナー *浜坂地えびPR事業</p>	款 7	項 1	目 2	商工振興費	所管	商工観光課	12,382
	款 7	項 1	目 2	商工振興費	所管	商工観光課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7</td> <td>項 1</td> <td>目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) プレミアム商品券事業 商工会、商工業者、行政が一体となって商品券を発行し、地域経済の活性化を図ります。</p>	款 7	項 1	目 2	商工振興費	所管	商工観光課	1,700
款 7	項 1	目 2	商工振興費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 7</td> <td>項 1</td> <td>目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 中小企業対策 【中小企業融資利子補給金】 金融情勢の変化による中小企業の負担を軽減するため、町融資等の借りに伴う利子の一部を助成します。 【中小企業振興資金融資預託金】 町内の中小企業の資金確保の円滑化のため、預託を実施します。</p>	款 7	項 1	目 2	商工振興費	所管	商工観光課	102,000	
款 7	項 1	目 2	商工振興費	所管	商工観光課			

(3)観光業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款 2 項 1 目 5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 温泉活用推進事業 温泉を活用し、産業・観光振興、健康増進等の分野で様々な取組を展開します。□ 総務省所管の地域力創造アドバイザーを招聘し、温泉地の修繕に関する講演会、意見交換会、調整会議等を実施します。 町内の温泉施設が連携した利用促進策として共通入浴券の販売、入館料の割引、町民無料デーなど合同で行います。</p>	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課	19,798
	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 3</td> <td>観光費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 観光PRバス運行事業 町の美しい風景や観光資源などをラッピングした全但バスと町マイクロバスを運行することにより観光PRを広く行い、新温泉町の認知度向上と阪神間等からの誘客を図ります。</p>	款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課	792
	款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 3</td> <td>観光費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 広域観光PR事業 麒麟のまち観光局や北近畿観光連盟等の広域団体と協力、連携して観光PR事業を展開します。また、但馬地域観光周遊バス「たじまわる」をより利用しやすくし、誘客と但馬内の周遊の促進に努めます。</p>	款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課	3,531
款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 3</td> <td>観光費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 観光協会補助金 観光産業の振興のため、浜坂及び湯村温泉観光協会に補助金を交付し、各種イベント（カニ祭り、ほたるいか祭り、ゆむら灯火の景等）や誘客事業等を支援します。また、相互の連携を図るため、新温泉町観光振興協議会の活動を推進します。</p>	款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課	20,869	
款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 10 項 4 目 5</td> <td>文化財保護費</td> <td>所管</td> <td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 日本遺産地域活性化事業 日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」「麒麟獅子舞」の構成文化財を生かした観光産業の充実を図ります。また、当町の知名度の向上と国内外からの交流人口の拡大を図り、地域の活性化を推進します。 ＊情報発信、ガイドマップの作成、案内看板の設置 巡回展の開催、認定記念講演会、探訪ウォークの開催 海外向け旅行ツアー等</p>	款 10 項 4 目 5	文化財保護費	所管	生涯教育課	3,745	
款 10 項 4 目 5	文化財保護費	所管	生涯教育課			
(4)地域産業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款 2 項 1 目 4</td> <td>財産管理費</td> <td>所管</td> <td>総務課</td> </tr> </table> <p>(拡充) ふるさと納税お礼品事業 ふるさと納税の趣旨を尊重しつつ、寄附をしていただいた方へのお礼品については、メディア・広告媒体による宣伝効果及びイベント出展等によるPR効果を高めながら、特産品の情報発信を更に進めることで地域産業の振興を図ります。</p>	款 2 項 1 目 4	財産管理費	所管	総務課	93,249
款 2 項 1 目 4	財産管理費	所管	総務課			

(4) 地域産業の振興

款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	商工観光課
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課
款	6	項	1	目	8	牧場公園費	所管	牧場公園課
款	6	項	3	目	2	水産業振興費	所管	農林水産課
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課

(拡充) 地域おこし協力隊事業

73,220

【企画課】

地域づくり活動に取り組む地域に対して、特産品開発や農作業、生活支援等の地域活動を支援することで、過疎化、少子高齢化が進む地域の維持・活性化を図ります。

温泉を活用した体験活動、情報発信等を通じ、温泉地の魅力づくりを推進します。

空き店舗を活用した温泉街の賑わいづくりを推進します。

【農林水産課】

地域おこし協力隊を中心に地元の農林水畜産物を活用し、その魅力を地域内外へ発信することで流通・消費を促進し、地域活性化を図ります。

都市部を中心とした水産物販売先の情報収集や販路拡大活動を通じて、本町で水揚げされる水産物のPR活動と6次産業化の推進を図ります。

【牧場公園課】

但馬牛の飼育、改良技術を習得し、但馬牛のエキスパートとして但馬牛の生産振興、本町と但馬牛の幅広いPRを行い、地域活性化を図ります。

【商工観光課】

海外研修企画、多言語マップ作り、インバウンド対応など外国人受け入れと住民の国際化を推進します。

空き家を活用した移住定住支援、空き家バンクの運営、空き店舗を活用した起業支援を推進します。

道の駅の店舗運営、町の地域振興の拠点として観光やイベント等の情報発信を行います。

地域資源を活用した旅行商品の企画開発やプロモーション、観光ツーリズムを推進します。

地域資源の掘り起こし、上山エコのプログラム開発、京阪神からの誘客などを行います。

(4)地域産業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款 2 項 1 目 5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table> <p>(新規) 地域おこし企業人交流事業 三大都市圏に所在する企業の職員を受け入れ、温泉を活用した体験プログラムの実施体制の構築やツアーの開発、地域住民の健康増進につながる活動を推進します。</p>	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課	5,600
	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地域資源活用促進事業 第1次産業の活性化と「6次産業化」を図るため、地域の食材を活用した新商品の開発や既存商品の改良などに取り組む団体を支援します。</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	2,000
	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課		
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 見本市等出展支援事業 中小企業等が販路拡大、新規受注の獲得、就業者の確保につなげ産業振興を図るため、見本市等への出展経費の一部を助成します。 *対象経費：出展に伴う小間料、リース備品、送料□ *助成金額：費用の1/2（上限10万円）</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	1,000	
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 道の駅運営事業 道の駅「山陰海岸ジオパーク浜坂の郷」は、指定管理者㈱特産しんおんせんにより施設の管理運営を行います。□ 町の地域振興の拠点として、観光情報発信や観光ルートの提案、地域の特産品販売と出荷者の育成・研修等を行うとともに、ふるさと納税の返礼品の拡充に努めます。</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	12,088	
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			
(5)起業・雇用対策の推進	<table border="1"> <tr> <td>款 2 項 1 目 5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地域おこし協力隊起業支援事業 地域おこし協力隊員等が町内で起業する際の経費の一部を助成し、町内への定住促進と地域の活性化を図ります。</p>	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課	5,000
	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 5 項 1 目 1</td> <td>労働諸費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(新規) 新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金事業 町内企業への就職者数を増やし、若年者の定住促進を図るため、40歳未満の移住者又は新規学卒者で、転入又は卒業後1年以内に町内に事業所を有する企業に就職した方に対して新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金を支給する制度を創設します。 *交付金金額：10万円（2か年に分割して支給） ○就職後1年経過後に支給（2年目も同様） ○住所要件あり ※交付金の支給は令和3年度以降</p>	款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課	10
款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 5 項 1 目 1</td> <td>労働諸費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 合同企業説明会の開催 但馬管内の企業へ就職する人数を増やし、若年者の定住促進を図るため、但馬内自治体や県民局と合同で企業説明会を実施します。 *内容：但馬内の企業約70社が集まり、企業説明会を実施 *対象者：大学・短大・専門学校等を翌年卒業見込又はU・Iターン希望者</p>	款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課	180	
款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課			

(5)起業・雇用対策の推進	<table border="1"> <tr> <td>款 5 項 1 目 2</td> <td>サンシーホール運営費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 雇用状況の提供、相談及び若者就労支援 サンシーホール浜坂での雇用情報の提供や雇用相談を行うほか、企業ガイドブックを作成して但馬内の学校へ配付して地元就職を促します。□ また、若者の就業者に対し、激励会の開催やフレッシュマンパスポートの交付を行います。</p>	款 5 項 1 目 2	サンシーホール運営費	所管	商工観光課	7,638
	款 5 項 1 目 2	サンシーホール運営費	所管	商工観光課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 起業支援事業 町内で新たに起業される方の負担軽減を図るため、初期投資費用等の一部を助成し、起業の促進につなげます。 *助成金額：起業に関する費用の1/2（上限50万円） 移住者については上限100万円【新規】 商工会に加盟した方で空き店舗を活用した場合は、賃料の1/2（上限月額3万円）を2年間助成【新規】 *条 件 ○事業を営んでいない個人又は起業法人 ○現在の業種と異なる業種の事業を開始する個人又は法人【新規】 ○町外の事業者で、町内に事業所を設置し、事業を開始する個人又は法人【新規】</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	4,220
	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 起業支援アドバイザー派遣事業 起業を志す方を力強く支援するため、起業に必要な知識の習得と会社を設立するための手続きなど、様々な準備を円滑に進めることができるよう専門家の派遣を行い、身近な相談体制の充実を図ります。 *内容：起業支援アドバイザーによる無料の相談 *対象者：町内で起業を検討している方</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	398
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 移住・就業促進事業 下記の①～③まで支給要件すべてを満たす町内への移住者に対して移住支援金を支給し、町内への移住及び就業の促進を図ります。 【支給要件】 ①直近5年以上東京23区に在住していた方又は通勤していた方 ②移住後5年以上継続的に居住意思のある方 ③県の就業マッチングサイトを利用して就職した方又は県のふるさと起業・移転促進事業の交付決定を受けた方 *移住支援金 世帯：1,000千円、単身：500千円</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	1,000	
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 企業立地促進事業 町内への新たな企業立地又は既存企業の増設に伴う事業拡大等により、雇用の拡大及び地域の活性化を図る企業に助成します。 *内容：固定資産税納付額の助成（5年間） 町内在住者の雇用に対する助成 一人当たり20万円 上限年間600万円（5年間） *条件：新規 投下固定資産額 3,000万円以上 常用従業員5人以上 増設 投下固定資産額 2,000万円以上 常用従業員3人以上</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	2,948	
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			

2. ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額						
(1)子育て支援の充実	<table border="1"> <tr> <td>款 2</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 婚活推進事業 少子化の要因となる晩婚化・未婚化対策として、社会全体で結婚を応援するため、未婚男女へ出会いの場を提供する団体等を支援するとともに広域的に婚活事業の推進を図ります。 ＊補助対象事業：セミナー事業</p>	款 2	項 1	目 5	企画費	所管	企画課	136
	款 2	項 1	目 5	企画費	所管	企画課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 2</td> <td>項 3</td> <td>目 1</td> <td>戸籍住民基本台帳費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 出産祝い品事業 赤ちゃんの出生をお祝いするとともに、健やかな成長を願って、出生届を提出した際に、記念品を贈呈します。 ＊対象者：新温泉町に住民登録がある方のみ</p>	款 2	項 3	目 1	戸籍住民基本台帳費	所管	町民安全課	231
	款 2	項 3	目 1	戸籍住民基本台帳費	所管	町民安全課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 3</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>福祉医療費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 乳幼児等医療費助成事業 子どもの保健対策を充実させ、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの保健医療に係る医療費を助成し、福祉の向上を図ります。 令和2年度から、対象年齢を18歳まで拡大し、高校修了まで医療費の助成を行います。(高校生については、所得制限あり) ＊対象者：0歳～18歳(高校修了まで) ＊助成対象：入院・通院に係る医療費(健康保険自己負担分)</p>	款 3	項 1	目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課	50,970
	款 3	項 1	目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 3</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>福祉医療費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 未熟児養育医療扶助費支給事業 病院に入院し、養育医療を受ける必要のある未熟児に対して、入院治療に係る医療費を助成します。</p>	款 3	項 1	目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課	526
款 3	項 1	目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr> <td>款 3</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>福祉医療費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(母子家庭医療費等) 県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。 ＊母子家庭等医療費、寡婦医療費の助成</p>	款 3	項 1	目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課	3,165	
款 3	項 1	目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr> <td>款 3</td> <td>項 2</td> <td>目 1</td> <td>児童福祉総務費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 放課後児童健全育成事業(児童クラブ運営) 保護者が就労等により昼間家にいない小学校の児童に対し、放課後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 令和2年度から、各小学校から町内2カ所の児童クラブへ移送サービスを開始します。</p>	款 3	項 2	目 1	児童福祉総務費	所管	こども教育課	17,503	
款 3	項 2	目 1	児童福祉総務費	所管	こども教育課			
<table border="1"> <tr> <td>款 3</td> <td>項 2</td> <td>目 1</td> <td>児童福祉総務費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 保育料軽減事業 子育てにかかる経済的負担を軽減し、子どもを生きやすい環境づくりを行うため、市町村民税所得割額が基準額未満で、国の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けていない家庭に対して、保育料が5,000円を超える場合、保育料を助成します。</p>	款 3	項 2	目 1	児童福祉総務費	所管	こども教育課	2,640	
款 3	項 2	目 1	児童福祉総務費	所管	こども教育課			

(1)子育て支援の充実	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>児童福祉総務費</td><td>所管</td><td>子ども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 子育て支援センター運営事業 子育て中の親同士が出会い、共感したり情報交換しながら、子どもと一緒に育ち合う場を提供し、子育てに追われているお母さん等へのあったか子育てを応援します。</p>	款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	子ども教育課	13,879
	款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	子ども教育課		
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>児童措置費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 児童手当支給事業 家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給します。 *対象 中学校修了までの児童 *支給手当月額（1人当たり） *3歳未満（一律）： 15,000円 *3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）：10,000円 * " （第3子以降）：15,000円 *中学校修了前（一律）： 10,000円 *所得制限を超える場合（特例給付）：5,000円</p>	款	3	項	2	目	2	児童措置費	所管	健康福祉課	187,055
	款	3	項	2	目	2	児童措置費	所管	健康福祉課		
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>3</td><td>認定子ども園費</td><td>所管</td><td>子ども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 浜坂認定子ども園整備事業 危険建物と判定されている浜坂認定子ども園について、園舎改築のための移転先を選定します。</p>	款	3	項	2	目	3	認定子ども園費	所管	子ども教育課	526
	款	3	項	2	目	3	認定子ども園費	所管	子ども教育課		
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>3</td><td>認定子ども園費</td><td>所管</td><td>子ども教育課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 認定子ども園運営事業 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、また、地域での子育て支援を総合的に提供する認定子ども園は、「子ども・子育て支援新制度」に対応し、職員の資質向上を図るなど更に連携して、より充実した教育・保育の一体的推進を図ります。 令和2年度からは、国の幼児教育無償化制度に加え、町独自に3歳～5歳までのすべての子どもの給食費（月額：4,300円）を無償化し、保護者担の軽減を図ります。</p>	款	3	項	2	目	3	認定子ども園費	所管	子ども教育課	187,948	
款	3	項	2	目	3	認定子ども園費	所管	子ども教育課			
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 特定不妊治療費助成事業 高額の治療費を要する特定不妊治療を受けられる夫婦に対して、治療費の一部を助成します。□ *助成額 上限：200,000円（1回あたり）</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	6,000	
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 妊婦健康診査費助成事業 安心して妊娠・出産できるよう、妊婦に対し、妊婦健康診査費（歯科健康診査費含む）を助成します。母子保健法で定められた妊婦健康診査の受診ができるよう経済的な支援等の体制整備を行います。</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	5,000	
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			

(1)子育て支援の充実	<table border="1"> <tr> <td>款 4</td> <td>項 1</td> <td>目 2</td> <td>予防費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 母子保健事業 健診や相談・訪問事業を通して、子どもの健やかな発育発達を□ 促し、育児支援を行うと共に、困り感のある子どもに対して、認 定こども園、学校や専門機関等と連携を図りながら、きめ細やか な支援を行います。□ また、幼児う歯有病率、小学生肥満率が高いため、乳幼児期か らの生活習慣病予防を視野に入れた食育・口歯の健康づくりに歯 科医師、学校保健等と連携して取り組みます。 令和2年度からは、子育て包括支援センターを設置し、妊娠期 から子育て期にわたり、切れ目ない支援を行います。</p>	款 4	項 1	目 2	予防費	所管	健康福祉課	3,310					
	款 4	項 1	目 2	予防費	所管	健康福祉課							
<table border="1"> <tr> <td>款 4</td> <td>項 1</td> <td>目 2</td> <td>予防費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 5歳児発達相談事業 子育てに困難感のある5歳児の保護者が、子どもの特性や課題 を理解し、子育てできるよう支援するため、専門医等による発達 相談を行い、相談後は、認定こども園、教育機関と連携し、就学 への支援を行います。</p>	款 4	項 1	目 2	予防費	所管	健康福祉課	197						
款 4	項 1	目 2	予防費	所管	健康福祉課								
(2)教育の充実	<table border="1"> <tr> <td>款 3</td> <td>項 2</td> <td>目 3</td> <td>認定こども園費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 認定こども園“えいごあそびをしよう”事業 町内認定こども園において、町の中学校外国語指導助手（AL T）による、英語教育“えいごあそびをしよう”を実施します。 就学前の児童を対象に、うたや絵本、ゲームを通じて発音のキャ ッチや言語の理解力、思考の柔軟性を育む取組を進めます。</p>	款 3	項 2	目 3	認定こども園費	所管	こども教育課	78					
	款 3	項 2	目 3	認定こども園費	所管	こども教育課							
	<table border="1"> <tr> <td>款 10</td> <td>項 1</td> <td>目 3</td> <td>教育振興費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) いじめ問題対策連絡協議会 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための 対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に規定する 組織の設置を行います。</p>	款 10	項 1	目 3	教育振興費	所管	こども教育課	24					
	款 10	項 1	目 3	教育振興費	所管	こども教育課							
<table border="1"> <tr> <td>款 10</td> <td>項 1</td> <td>目 3</td> <td>教育振興費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 県立浜坂高等学校支援事業 町内で唯一の高等学校である県立浜坂高等学校において、町の 将来を担う人材を育成するため、学力向上の取組や地域貢献、就 業体験事業などの地域の教育力を活用した特色ある取組に対して、 支援を行います。</p>	款 10	項 1	目 3	教育振興費	所管	こども教育課	565						
款 10	項 1	目 3	教育振興費	所管	こども教育課								
<table border="1"> <tr> <td>款 10</td> <td>項 2</td> <td>目 1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> <tr> <td>款 10</td> <td>項 3</td> <td>目 1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 小・中学校外国語指導助手(ALT)配置事業 グローバル化の進展の中、町の将来を担う人材を育成するため、 小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、英語によるコ ミュニケーション能力の育成を図ります。</p>	款 10	項 2	目 1	学校管理費	所管	こども教育課	款 10	項 3	目 1	学校管理費	所管	こども教育課	16,353
款 10	項 2	目 1	学校管理費	所管	こども教育課								
款 10	項 3	目 1	学校管理費	所管	こども教育課								

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項2</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 環境体験・自然学校推進事業 【環境体験事業：小学校3年生】 自然体験活動を通して、自然の大切さ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を醸成します。 *対象：6小学校 6クラス</p> <p>【自然学校推進事業：小学校5年生】 学びの場を教室から豊かな自然の中へと移し、人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めることで、心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図ります。 *対象：6小学校 110名(4泊5日)</p>	款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課	2,490						
	款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課								
	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項2</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> <tr> <td>款10</td> <td>項3</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) スクールアシスタント配置事業 ADHD等により行動面で著しく不安定な児童・生徒や、その児童・生徒が複数在籍する学校への支援として、町単独でスクールアシスタントを各小中学校に配置し、一人ひとりの実態に即した効果的な指導を行い、課題解決を図ります。 *配置人員：小学校14名 中学校4名</p>	款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課	款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課	38,142
	款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課								
	款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課								
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項2</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> <tr> <td>款10</td> <td>項3</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 特別支援指導補助員配置事業 特別支援学級に児童・生徒が複数在籍する学校への支援として、町単独で特別支援指導補助員を配置し、一人ひとりの実態に即した効果的な指導を行い、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を図ります。 *配置人員：小学校9名 中学校2名</p>	款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課	款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課	23,355	
款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課									
款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課									
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項2</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(新規) 浜坂北小学校プール移転等改築事業 浜坂北小学校のプールは、築47年が経過し、老朽化が進んでいるとともに、兵庫県の社会基盤整備プログラムの都市計画街路事業の道路(浜坂駅港湾線)拡張工事に伴い、プール等が影響範囲となるため、校舎東側に建替え移転を行い、教育環境の改善を図ります。</p>	款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課	216,251							
款10	項2	目1	学校管理費	所管	こども教育課									
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項3</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) スクールソーシャルワーカー配置事業 中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉の専門家として、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などを行い、不登校・問題行動等の防止を支援します。</p>	款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課	1,008							
款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課									
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項3</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) トライやる・ウィーク推進事業 中学校2年生が職場体験や社会体験を通じて地域に学び、ともに生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」の育成を図ります。 *対象：2中学校 123名(5日間)</p>	款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課	1,000							
款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課									

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項3</td> <td>目1</td> <td>学校管理費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 子ども議会 次代を担う子どもたちが身近な地域の問題や将来のまちづくりについて、自由な発想や視点から捉えた質問や意見を発表したり、夢や希望を提言したりすることにより、町政への関心を高め、ふるさと新温泉町を愛することの大切さを学ぶ機会とします。</p>	款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課	5					
	款10	項3	目1	学校管理費	所管	こども教育課							
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項5</td> <td>目2</td> <td>学校給食費</td> <td>所管</td> <td>こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 学校給食センター事業 安全・安心を第一に考え、学校給食センターの安定的かつ効率的な運営を図ります。また、地産地消を進め、地域とつながるおいしい学校給食の提供と食物アレルギー対応や食育の推進に努めます。</p>	款10	項5	目2	学校給食費	所管	こども教育課	125,999						
款10	項5	目2	学校給食費	所管	こども教育課								
(3)青少年の健全育成	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目2</td> <td>社会教育振興費</td> <td>所管</td> <td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 青少年健全育成推進事業 学校と家庭・地域が連携し、青少年の異年齢交流、異世代交流活動を実施し、思いやりのある心豊かな創造性や積極的な社会参加の意欲を培います。また、地域において子どもが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めます。 *新温泉町青少年育成町民大会・講演会・研修会等</p>	款10	項4	目2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	1,625					
	款10	項4	目2	社会教育振興費	所管	生涯教育課							
	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目2</td> <td>社会教育振興費</td> <td>所管</td> <td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 青少年育成指定コミュニティスポーツ事業 豊かな可能性を秘めた青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域・行政が連携し、地域におけるスポーツを通じた青少年活動の活性化及び青少年と地域とのふれあいを深める機会として実施します。 *開催日：令和2年8月29日(土)・30日(日) *開催内容：ビーチサッカー教室・大会</p>	款10	項4	目2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	3,150					
	款10	項4	目2	社会教育振興費	所管	生涯教育課							
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目4</td> <td>公民館費</td> <td>所管</td> <td>浜坂公民館</td> </tr> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目4</td> <td>公民館費</td> <td>所管</td> <td>温泉公民館</td> </tr> </table> <p>(継続) 生涯学習講座開設事業 町民が自己啓発や生活の充実と向上を目指すため、一年を通じて子どもから高齢者を対象に様々な講座を開設し、町民の生涯学習を推進します。 また、町民のまちづくりや活動、交流の場を提供します。 *地区公民館講座・教室など *浜坂・温泉公民館(子ども体験教室・男子料理教室・教養学習教室)など *高齢者教育活動(宇都野学園・とちのみ学園)など</p>	款10	項4	目4	公民館費	所管	浜坂公民館	款10	項4	目4	公民館費	所管	温泉公民館	3,337
款10	項4	目4	公民館費	所管	浜坂公民館								
款10	項4	目4	公民館費	所管	温泉公民館								
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目4</td> <td>公民館費</td> <td>所管</td> <td>浜坂公民館</td> </tr> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目4</td> <td>公民館費</td> <td>所管</td> <td>温泉公民館</td> </tr> </table> <p>(継続) 生涯学習施設維持管理事業 町民の生涯学習の拠点として、各地区公民館施設の維持管理・整備充実を図ります。 *地区公民館施設(浜坂地区7館・温泉地区3館)</p>	款10	項4	目4	公民館費	所管	浜坂公民館	款10	項4	目4	公民館費	所管	温泉公民館	8,256
款10	項4	目4	公民館費	所管	浜坂公民館								
款10	項4	目4	公民館費	所管	温泉公民館								

(4)生涯学習の推進	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目6</td> <td>図書館費</td> <td>所管</td> <td>加藤文太郎記念図書館</td> </tr> </table> <p>(継続) 図書館イベント事業 町民にとって図書館がより身近な生涯学習施設として利用していただくため、各種イベントや活動を行います。昨年に引き続き、本年は加藤文太郎顕彰事業を行います。また、イベントを通して本とのふれあいを深めるとともに、読書指導リーダーの育成を図ります。 *おはなし会、大人のおはなし会、子どもシネマの会 手づくり講座、本の読み聞かせ講座、図書館まつり</p>	款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	307						
	款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館								
	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目6</td> <td>図書館費</td> <td>所管</td> <td>加藤文太郎記念図書館</td> </tr> </table> <p>(継続) 移動図書館運営事業 但馬の図書館で唯一の移動図書館業務を一年を通して安全かつ効率的に行い、幅広い地域で図書館に出向くことが難しい園児や小・中学生、お年寄りなどより多くの住民の方々へ図書資料の提供を図ります。 *町内を月に8コース60ステーション巡回</p>	款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	954						
	款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館								
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目6</td> <td>図書館費</td> <td>所管</td> <td>加藤文太郎記念図書館</td> </tr> </table> <p>(継続) 図書館図書購入事業 町民の多様なニーズに応えるため、幅広く新鮮な図書資料の充実を図り、一人一人にきめ細やかなサービスの提供を行い、住民により愛され親しまれる図書館づくりを進めます。 また、当館の特色である「山岳」及び「郷土」に関する資料の収集及び寄贈図書の整備にも努め、蔵書の充実を図ります。</p>	款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	5,856							
款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館									
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項4</td> <td>目6</td> <td>図書館費</td> <td>所管</td> <td>加藤文太郎記念図書館</td> </tr> </table> <p>(新規) 図書館施設整備事業 町民が快適な環境の中で読書に親しめる施設にしていくため、図書館施設の整備、充実を図ります。 *図書館空調機器更新工事 *パソコンプログラミング機器整備</p>	款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	51,798							
款10	項4	目6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館									
(5)スポーツの振興	<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項5</td> <td>目1</td> <td>保健体育総務費</td> <td>所管</td> <td>生涯教育課</td> </tr> <tr> <td>款10</td> <td>項5</td> <td>目3</td> <td>保健体育施設費</td> <td>所管</td> <td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地域スポーツ活動支援施設運営事業 地域スポーツを通じた町外からのスポーツ交流人口の増加を図り、地域活性化に資するため、既存施設の維持管理に努めるとともにスポーツ施設の整備について、調査・研究を行います。</p>	款10	項5	目1	保健体育総務費	所管	生涯教育課	款10	項5	目3	保健体育施設費	所管	生涯教育課	4,824
	款10	項5	目1	保健体育総務費	所管	生涯教育課								
款10	項5	目3	保健体育施設費	所管	生涯教育課									
<table border="1"> <tr> <td>款10</td> <td>項5</td> <td>目4</td> <td>保健体育振興費</td> <td>所管</td> <td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) ビーチフェスタ事業 当町の豊かな自然環境を活かしたビーチスポーツ事業を全国に発信し、参加者との交流による地域活性化を図るため、ビーチバレー大会やマリンスポーツ体験事業を実施します。 *開催日：令和2年8月9日(日) *開催内容：ビーチバレー大会・マリンスポーツ体験</p>	款10	項5	目4	保健体育振興費	所管	生涯教育課	600							
款10	項5	目4	保健体育振興費	所管	生涯教育課									

(5)スポーツの振興	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>10</td> <td>項</td><td>5</td> <td>目</td><td>4</td> <td>保健体育振興費</td> <td>所管</td><td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 麒麟獅子マラソン大会事業 町民の体力増進・健脚を競うとともに、参加者との交流による地域活性化を図るため、第33回麒麟獅子マラソン大会を実施します。 *開催日：令和2年5月23日(土)・24日(日)</p>	款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課	1,700
	款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課		
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td><td>企画課</td> </tr> </table> <p>(新規) 専門職大学連携事業 令和3年度に開学予定の国際観光芸術専門職大学(仮称)との連携事業(トライアル導入)として、すでに演劇手法を用いた授業に取り組んでいる浜坂高校と連携し、高校生を対象としたコミュニケーション教育に取り組めます。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	336
	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課		
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>10</td> <td>項</td><td>4</td> <td>目</td><td>7</td> <td>先人記念館費</td> <td>所管</td><td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 「前田純孝」顕彰事業 郷土の先人「前田純孝」を顕彰するとともに、若い人たちに短歌に関心を持っていただくため、第26回「前田純孝賞」学生短歌コンクールを開催します。 また、ふるさと文化いきいき教室事業として、町内の中学生を対象に「短歌教室」を開催します。</p>	款	10	項	4	目	7	先人記念館費	所管	生涯教育課	701
款	10	項	4	目	7	先人記念館費	所管	生涯教育課			
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>10</td> <td>項</td><td>4</td> <td>目</td><td>7</td> <td>先人記念館費</td> <td>所管</td><td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 「宇野雪村」顕彰事業 郷土の先人「宇野雪村」を顕彰するとともに、書道文化の普及を図るため、第21回「宇野雪村賞」全国書道展を開催します。 共催事業として町内の小中学生を対象とした第18回「新温泉町小中学生書作品展」の作品募集と展示、またふるさと文化いきいき教室事業として、町内の中学生を対象に「書道教室」を開催します。</p>	款	10	項	4	目	7	先人記念館費	所管	生涯教育課	2,284	
款	10	項	4	目	7	先人記念館費	所管	生涯教育課			
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>10</td> <td>項</td><td>5</td> <td>目</td><td>5</td> <td>文化体育館費</td> <td>所管</td><td>温泉公民館</td> </tr> </table> <p>(継続) 夢ホール自主事業 芸術文化の発信拠点、町民の交流の場として、感動を共有できる事業を実施します。令和2年度は町内の公共施設でクラシックパークやマリンバコンサート、県民芸術劇場などを開催します。 また、夢ホールの企画運営を支えるスタッフ育成事業の充実を図ります。</p>	款	10	項	5	目	5	文化体育館費	所管	温泉公民館	3,081	
款	10	項	5	目	5	文化体育館費	所管	温泉公民館			
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>10</td> <td>項</td><td>5</td> <td>目</td><td>5</td> <td>文化体育館費</td> <td>所管</td><td>温泉公民館</td> </tr> </table> <p>(継続) 夢ホール耐震化等改修事業 芸術文化の発信拠点や町民の交流の場であり、また町の指定避難所でもある夢ホールの耐震化等改修を行います。 令和2年度の完成を目指し、音響改修・耐震化等工事を進めます。</p>	款	10	項	5	目	5	文化体育館費	所管	温泉公民館	353,363
款	10	項	5	目	5	文化体育館費	所管	温泉公民館			

3. みんなで支えあう絆のあるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額									
(1)健康づくりの推進	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">2</td> <td style="width:30%; text-align:center;">予防費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 予防接種事業 感染症等の予防のため、町内医療機関や教育機関と連携を密にし、感染症や予防接種の正しい知識の普及と予防接種の接種率向上に努めます。 令和2年10月からは、ロタウイルスワクチンの定期接種を行います。</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	33,364
	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">2</td> <td style="width:30%; text-align:center;">予防費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 風しん抗体検査・予防接種事業 風しんの感染拡大防止のため、抗体保有率の低い世代（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生）の男性に対し、抗体検査・予防接種を実施します。 ＊令和2年度対象者：昭和41年4月2日～昭和47年4月1日生</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	3,549
	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">5</td> <td style="width:30%; text-align:center;">健康増進費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 各種検診(健診)事業 地域・職域等と連携し、特定基本健康診査や各種がん検診（乳がん・子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん）等の受診率向上を図ると共に、継続受診勧奨及び要精検者の受診勧奨を行い、生活習慣病の予防や重症化予防に努めます。 令和2年度から、国保加入者の39歳以下の健診費用を無料とし、若年層の健診受診率の向上に努めます。</p>	款	4	項	1	目	5	健康増進費	所管	健康福祉課	24,377	
款	4	項	1	目	5	健康増進費	所管	健康福祉課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">5</td> <td style="width:30%; text-align:center;">健康増進費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 健康増進事業 生活習慣病予防と重症化予防のため、住民の健康課題に応じた健康講座や保健指導により、主体的な健康づくりを支援します。</p>	款	4	項	1	目	5	健康増進費	所管	健康福祉課	1,409	
款	4	項	1	目	5	健康増進費	所管	健康福祉課			
(2)医療環境の充実	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:30%; text-align:center;">保健衛生総務費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 但馬こうのとり周産期医療センター負担金 但馬3市2町で連携し、公立豊岡病院に設置する但馬こうのとり周産期医療センターにおける、医師確保対策、魅力アップ事業の経費を負担します。</p>	款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課	289
	款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:30%; text-align:center;">保健衛生総務費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) ドクターカー運行費負担金 但馬3市2町の合同事業であるドクターカー運行事業の運行経費を負担します。 ＊運行形態：ドクターヘリと併用運行（24時間体制）</p>	款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課	4,608
款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:30%; text-align:center;">保健衛生総務費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 小児救急医療電話相談事業 但馬地域を対象とする小児患者の電話相談に対応するため、小児科医師によるバックアップ体制のもと、小児救急患者家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置、適切な医療情報の紹介を行う事業に対して運営費を負担します。□</p>	款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課	70	
款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課			

(2)医療環境の充実	<p>[公立浜坂病院事業会計]</p> <p>款 1 項 1 目 3 経費 所管 公立浜坂病院</p> <p>(新規)「病院まつり」実施事業</p> <p>地域医療を支える拠点として、更なる地域密着の推進と病院の活性化を図るため、各種健康セミナー、健康相談、医療機器等の体験、模擬店出店、アトラクションなどを行う「病院まつり」を実施します。</p> <p>*病院まつり（令和2年11月実施予定）</p>	618
	<p>[公立浜坂病院事業会計]</p> <p>款 1 項 1 目 1 病院建設改良費 所管 公立浜坂病院</p> <p>(継続)浜坂病院院内環境整備事業</p> <p>利用者へのサービス向上のため、病院内の環境整備を行います。</p> <p>*医師当直室改修、総合診療科診察室改修、駐車場改修等</p>	25,024
	<p>[公立浜坂病院事業会計]</p> <p>款 1 項 1 目 2 介護老人保健施設建設改良費 所管 介護老人保健施設</p> <p>(新規)老人保健施設ささゆり施設改修事業</p> <p>利用者へのサービス向上のため、施設の改修工事を行います。</p> <p>*屋上防水シート改修</p>	36,800
(3)地域福祉力の向上	<p>款 3 項 1 目 1 社会福祉総務費 所管 健康福祉課</p> <p>(継続)民生委員活動事業</p> <p>地域内の要援護者等の見守り、相互の連携を深め、住民の立場に立った相談・支援活動を強化するため、民生委員児童委員協議会の活動に対して助成します。</p> <p>*委員数 53名（浜坂地域 28名 温泉地域 25名）</p>	4,675
(4)高齢者福祉の充実	<p>款 3 項 1 目 4 老人福祉費 所管 健康福祉課</p> <p>(継続)外出支援サービス事業</p> <p>身体の不自由な高齢者等で移送手段を確保することが困難な方を対象に、医療機関、社会福祉施設への移送サービスを提供します。</p>	905
	<p>款 3 項 1 目 4 老人福祉費 所管 健康福祉課</p> <p>(継続)長寿祝福・敬老祝福事業</p> <p>地域で敬老思想を高め、地域コミュニティの充実を図るため、敬老会事業に助成します。</p> <p>*最高齢者祝福、百寿、米寿、金婚夫婦のお祝い</p> <p>*地域敬老会開催事業補助</p>	4,401
	<p>款 3 項 1 目 4 老人福祉費 所管 健康福祉課</p> <p>(継続)高齢者福祉タクシー助成事業</p> <p>満75歳以上の方、満65歳以上の重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。</p> <p>(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等に入所している場合、<input type="checkbox"/> 自動車の運転ができる場合を除く)</p> <p>*助成：1枚500円の助成券</p> <p>*上限：1月当たり2枚交付（年間最大24枚/世帯）</p>	6,885

(4)高齢者福祉の充実	<table border="1"> <tr> <td>款 3 項 1 目 4</td> <td>老人福祉費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 介護職員初任者研修等受講者支援事業 介護の仕事に必要な資格取得のための研修受講料の一部を助成し、研修費用の負担軽減を図り介護人材確保に努めます。 *助成金額：受講料（教材費を含む）の3/4（上限5万円） *条 件：町内に住所を有している方 町内の介護事業所に就労または就労予定の方</p>	款 3 項 1 目 4	老人福祉費	所管	健康福祉課	300
	款 3 項 1 目 4	老人福祉費	所管	健康福祉課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 3 項 1 目 4</td> <td>老人福祉費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 緊急通報システム整備事業 ひとり暮らしの高齢者等が家庭で事故や急病時に消防等に通報できる緊急通報システムは、令和2年度から、通報センターを美方広域消防本部から民間の業者に変更し、緊急通報業務に加え相談業務や定期的な安否確認を実施します。</p>	款 3 項 1 目 4	老人福祉費	所管	健康福祉課	7,531
	款 3 項 1 目 4	老人福祉費	所管	健康福祉課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 3 項 1 目 5</td> <td>福祉医療費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(高齢期移行医療費) 県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。 *老人医療費の助成</p>	款 3 項 1 目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課	25,442
款 3 項 1 目 5	福祉医療費	所管	健康福祉課			
<p>[介護保険事業特別会計]</p> <table border="1"> <tr> <td>款 4 項 2 目 1</td> <td>一般介護予防事業費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) いきいき百歳体操推進事業 町民同士が介護予防に取り組み、見守り支え合うことで高齢となっても住み慣れた地域で、可能な限り長く自立した生活ができ、暮らし続けることができるようにすることを目的として、集落（地区）単位で行う「いきいき百歳体操」の町内全地区実施を目指し推進します。</p>	款 4 項 2 目 1	一般介護予防事業費	所管	健康福祉課	1,179	
款 4 項 2 目 1	一般介護予防事業費	所管	健康福祉課			
<p>[介護保険事業特別会計]</p> <table border="1"> <tr> <td>款 4 項 3 目 7</td> <td>認知症総合支援事業費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 認知症総合支援事業 認知症の方とその家族を支援する体制を強化するため、認知症初期集中支援チームを設置し、自立生活をサポートします。</p>	款 4 項 3 目 7	認知症総合支援事業費	所管	健康福祉課	1,049	
款 4 項 3 目 7	認知症総合支援事業費	所管	健康福祉課			
(5)障がい者福祉の充実	<table border="1"> <tr> <td>款 3 項 1 目 1</td> <td>社会福祉総務費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業 障害者総合支援法の補装具制度の対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発育を支援します。 *助成額：購入費用等の2/3（品目による上限あり）</p>	款 3 項 1 目 1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	200
	款 3 項 1 目 1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課		
<table border="1"> <tr> <td>款 3 項 1 目 1</td> <td>社会福祉総務費</td> <td>所管</td> <td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 障がい者支援・自立支援給付事業 障害者総合支援法に基づき、障がい者が生活介護など介護の支援を受ける「介護給付」、就労継続支援など訓練等の支援を受ける「訓練等給付」による障害福祉サービスを提供します。その他、自立支援医療費、補装具費の給付を行います。</p>	款 3 項 1 目 1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	403,260	
款 3 項 1 目 1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			

(5)障がい者福祉の充実	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 障がい者支援・地域生活支援事業 障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を展開します。訪問入浴などのサービスや生活訓練、日常生活用具の給付等を行います。</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	10,756
	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課		
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 障がい者支援・地域生活支援事業(地域活動支援センター) 通所により障がい者等に、創作活動及び生活活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。地域活動支援センター「のぎく」等に運営費の一部を補助し、生産活動、訓練作業の支援を行います。</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	7,882
	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課		
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 手話奉仕員養成事業 聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある方の日常生活における意思疎通の向上を図るため、必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	803	
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>福祉医療費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(障がい者医療費) 県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。 * 重度障がい者医療費、高齢重度障がい者医療費の助成</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	33,388	
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課			

4. 安全で住みやすい環境の整ったまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額									
(1)消防・防災の推進	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">8</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:30%; text-align:center;">砂防費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・財産を守るため、公共・県単の事業を積極的に推進します。 *継続：7地区、新規：1地区</p>	款	8	項	3	目	3	砂防費	所管	建設課	18,750
	款	8	項	3	目	3	砂防費	所管	建設課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">8</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">5</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:30%; text-align:center;">住宅管理費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 耐震診断・耐震改修促進事業 建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、町内に存する住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修工事に係る経費の一部を助成します。 *簡易耐震診断：10戸 *耐震改修補助：2戸 *簡易耐震改修補助：2戸</p>	款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課	4,715
	款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">8</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">5</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:30%; text-align:center;">住宅管理費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">建設課</td> </tr> </table> <p>(新規) 土砂災害対策支援事業 土砂災害から居住者の人命や財産を守るため、土砂災害等の危険性のある区域にある住宅の移転等に係る経費の一部を助成します。 *住宅等移転：1戸 *除却：1戸</p>	款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課	7,543
	款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">9</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:30%; text-align:center;">常備消防費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 美方広域消防本部負担金 美方郡広域事務組合に拠出し、火事や救急時等における常備消防組織を維持することで住民の安心・安全を図ります。令和2年度は指揮車・広報車整備等を行います。</p>	款	9	項	1	目	1	常備消防費	所管	町民安全課	309,976
款	9	項	1	目	1	常備消防費	所管	町民安全課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">9</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:30%; text-align:center;">消防施設費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 防災行政無線デジタル化等整備事業 非常時の連絡体制を強化するため、老朽化した防災行政無線のデジタル化等整備を行います。5カ年計画の最終年である令和2年度は温泉地域の屋外拡声子局等の整備を行います。</p>	款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課	169,312	
款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">9</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:30%; text-align:center;">消防施設費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) ひょうご防災ネットの運営 地震、水害等の発生時に、携帯電話のメール機能やホームページを活用して、直接、災害情報や避難情報などの緊急情報を発信するシステムをエリアメールと連動させて運営します。</p>	款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課	1,017	
款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">9</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:30%; text-align:center;">消防施設費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%; text-align:center;">町民安全課</td> </tr> </table> <p>(新規) 対田消防格納庫整備事業 火災や自然災害から住民の生命・財産を守るため、消防団の設備の充実を図ります。令和2年度は対田消防格納庫の整備を行います。</p>	款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課	2,640	
款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課			

(1)消防・防災の推進	<table border="1"> <tr> <td>款 9</td> <td>項 1</td> <td>目 3</td> <td>消防施設費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(新規) 旭町防火水槽整備事業 火災から住民の生命・財産を守るため、火災が発生した際の消防水利となる防火水槽を整備します。令和2年度は浜坂旭町に防火水槽を整備します。 *防火水槽 40t級1基</p>	款 9	項 1	目 3	消防施設費	所管	町民安全課	19,030
	款 9	項 1	目 3	消防施設費	所管	町民安全課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 9</td> <td>項 1</td> <td>目 3</td> <td>消防施設費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 消防団小型動力ポンプ・積載車更新事業 火災や自然災害から住民の生命・財産を守るため、老朽化した消防団の小型動力ポンプと積載車を新しいものに更新します。令和2年度は数久谷・正法庵の小型動力ポンプを更新します。</p>	款 9	項 1	目 3	消防施設費	所管	町民安全課	5,390
	款 9	項 1	目 3	消防施設費	所管	町民安全課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 9</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>災害対策費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 防災用備品・備蓄品整備事業 災害時における被災者救護及び災害対策活動を迅速かつ円滑に実施出来るよう、必要な食糧品や資機材などの防災用備品・備蓄品の整備充実を図ります。</p>	款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課	2,000
	款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課		
<table border="1"> <tr> <td>款 9</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>災害対策費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(新規) 国土強靱化地域計画策定事業 大規模自然災害等に備えて、事前の防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画を策定します。</p>	款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課	4,246	
款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課			
<table border="1"> <tr> <td>款 9</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>災害対策費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 自主防災組織活動交付金 災害発生時における応急活動を円滑に行うため、自主防災組織等が実施する防災・消火訓練に対し、活動交付金を交付します。 *1地区：1万円＋参加世帯数×100円</p>	款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課	697	
款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課			
<table border="1"> <tr> <td>款 9</td> <td>項 1</td> <td>目 5</td> <td>災害対策費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) ひょうご防災リーダー等育成支援事業 地域防災力の向上と活性化を図るため、防災リーダー等の資格取得にかかる費用の一部を助成します。 *「ひょうご防災リーダー」、「防災士」の資格取得に係る費用助成金上限：27,000円</p>	款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課	540	
款 9	項 1	目 5	災害対策費	所管	町民安全課			
(2)道路網の整備	<table border="1"> <tr> <td>款 8</td> <td>項 2</td> <td>目 1</td> <td>道路橋りょう維持費</td> <td>所管</td> <td>建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 防災・安全交付金事業 町が管理する道路を安心・安全に利用していただくため、道路施設や附属物等の点検を実施し、計画的に管理・修繕を行います。 *道路法面補修設計・補修工事 *橋梁補修設計・補修工事 *橋梁点検</p>	款 8	項 2	目 1	道路橋りょう維持費	所管	建設課	133,400
	款 8	項 2	目 1	道路橋りょう維持費	所管	建設課		
<table border="1"> <tr> <td>款 8</td> <td>項 2</td> <td>目 2</td> <td>道路橋りょう新設改良費</td> <td>所管</td> <td>建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 町道改良事業 住民の生活基盤である町道の整備拡充を図ります。 *工事：町道丹土切畑線他（舗装）</p>	款 8	項 2	目 2	道路橋りょう新設改良費	所管	建設課	18,000	
款 8	項 2	目 2	道路橋りょう新設改良費	所管	建設課			

(2)道路網の整備	[浜坂地区残土処分場事業特別会計]		
	款 1 項 1 目 2 新残土処分場事業	所管 建設課	
	(継続) 新残土処分場整備事業 浜坂道路Ⅱ期事業などの公共事業等の促進を図るため、新残土処分場において残土の受入を開始します。		194,697
(3)交通・移動手段の充実	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課	
	(継続) 航空機利用助成事業 但馬空港の利用促進を図るため、町民等が但馬～大阪間の航空機を利用する際の航空運賃を助成するとともに、町内の小学校4年生を対象とした航空機利用による社会施設見学の旅に対して、航空運賃を助成します。 また、より利用者に分かりやすい助成制度とするため、助成基準の一部見直しを行います。		4,118
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課	
	(拡充) 町民バス運行事業 公共交通として、地域住民の生活に必要な移動手段を継続的に維持・確保するため、町民バスを運行します。 また、令和2年度から、浜坂高校生徒の町民バス通学定期券の購入費支援や運転免許証自主返納者等へのバス運賃の割引を実施します。		135,108
	款 2 項 1 目 8 諸費	所管 企画課	
	(継続) 町民タクシー運行事業 公共交通機関が運行されていない地域に居住する方の移動手段を確保し、日常生活を支援するため、町民タクシーの利用券を交付します。		1,527
(4)交通安全・防犯対策の充実	款 2 項 1 目 7 交通安全対策費	所管 町民安全課	
	款 2 項 1 目 7 交通安全対策費	所管 建設課	
	(継続) 交通安全対策事業 歩行者と運転者の安全を確保するため、危険箇所への反射鏡、ガードレールの設置など交通安全施設の整備を進めます。 また、正しい交通ルールやマナーを身につけてもらうため、警察や交通安全協会と連携し、交通安全啓発活動を実施します。		2,995
	款 2 項 1 目 7 交通安全対策費	所管 町民安全課	
	(拡充) 高齢者運転免許自主返納等支援事業 高齢者が運転免許証を自主返納等しやすい環境を整えるため、運転経歴証明書の申請にかかる費用を助成します。 令和2年度から、対象者を平成28年4月1日以降の運転免許証失効者にも拡充します。		77
	款 2 項 1 目 8 諸費	所管 町民安全課	
(継続) 防犯対策事業 警察や防犯協会などと連携し、防犯意識の高揚に向けた啓発活動や防犯情報の提供を進めるとともに、パトロールなど地域の防犯活動を支援します。		1,561	

(4)交通安全・防犯対策の充実	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>8</td> <td>諸費</td> </tr> </table>	款	2	項	1	目	8	諸費	<table border="1"> <tr> <td>所管</td><td>町民安全課</td> </tr> </table>	所管	町民安全課	80						
款	2	項	1	目	8	諸費												
所管	町民安全課																	
<p>(継続) 防犯カメラ設置補助事業 防犯カメラの設置に係る費用の一部を助成し、地域の防犯体制の強化を図ります。</p>																		
(5)上下水道の整備	<table border="1"> <tr> <td colspan="6">[下水道事業会計]</td> </tr> <tr> <td>款</td><td>1</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>1</td> <td>建設改良費</td> </tr> </table>	[下水道事業会計]						款	1	項	1	目	1	建設改良費	<table border="1"> <tr> <td>所管</td><td>上下水道課</td> </tr> </table>	所管	上下水道課	39,000
[下水道事業会計]																		
款	1	項	1	目	1	建設改良費												
所管	上下水道課																	
<p>(継続) 新温泉町ストックマネジメント計画策定委託事業 公共下水道事業施設等の今後の老朽化状況を考慮し、優先順位をもって、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設管理を最適化する目的で計画策定を行い、良質な下水道サービス提供の持続性を確保します。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="6">[水道事業会計]</td> </tr> <tr> <td>款</td><td>2</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>2</td> <td>建設改良費</td> </tr> </table>				[水道事業会計]						款	2	項	1	目	2	建設改良費		
[水道事業会計]																		
款	2	項	1	目	2	建設改良費												
<p>(新規) 浜坂道路関連居組浄水場移設工事調査設計業務委託事業 浜坂道路Ⅱ期居組インターチェンジの建設に伴い移設が必要となる居組浄水場について、令和2年度は、移設先の選定及び調査設計業務を行います。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="6">[水道事業会計]</td> </tr> <tr> <td>款</td><td>2</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>2</td> <td>建設改良費</td> </tr> </table>				[水道事業会計]						款	2	項	1	目	2	建設改良費		
[水道事業会計]																		
款	2	項	1	目	2	建設改良費												
<p>(継続) 配水管整備事業 老朽化した水道管を計画的に耐震管に更新し、水道管の耐震化を強化し、水道水の安定供給を図ります。 令和2年度は、和田地区と居組地区の配水管を更新します。</p>																		
(6)市街地の整備	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>8</td> <td>項</td><td>4</td> <td>目</td><td>1</td> <td>都市計画総務費</td> </tr> </table>	款	8	項	4	目	1	都市計画総務費	<table border="1"> <tr> <td>所管</td><td>建設課</td> </tr> </table>	所管	建設課	19,000						
款	8	項	4	目	1	都市計画総務費												
所管	建設課																	
<p>(継続) 中心市街地活性化推進事業 湯村温泉街の修景整備を行い、温泉観光地としての魅力を一層高めることにより、観光客の増加並びに住民にとって誇りの持てるまちづくりを推進します。</p> <p>【本工事】 *町道中の町線舗装改良工事 *湯村温泉駐車場案内板整備工事</p>																		
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>8</td> <td>項</td><td>4</td> <td>目</td><td>4</td> <td>街路事業費</td> </tr> </table>				款	8	項	4	目	4	街路事業費								
款	8	項	4	目	4	街路事業費												
<p>(拡充) 街路事業(浜坂駅港湾線整備) 都市計画道路浜坂駅港湾線の未整備区間として残っているJR浜坂駅から浜坂北小学校の南西部交差点までの区間の整備事業に県と共に取組み、地域の活性化と歩行者の安全性の向上を図ります。</p> <p>【負担金】 *街路事業(公共・県単独)都市計画道路浜坂駅港湾線整備負担金</p>																		

5. 自然と調和して心地よく暮らせるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額									
(1)自然環境の保全	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">3</td> <td style="width:40%;">農業振興費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 多面的機能支払事業</p> <p>【農地維持支払及び資源向上 (共同)】 農地や農業用水、ため池といった農業・農村資源を食料の安定供給、多面的機能の発揮に不可欠な「社会共通資本」と位置付け地域ぐるみの保全活動を実施するため、集落単位に農村保全活動組織を発足し、活動計画等について町と協定を結び、その実践活動に助成します。</p> <p>*取組活動組織：40組織 *交付単価：田5,400円 畑3,440円 (継続地区及び長寿命化重複地区は7.5割単価) (「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない場合は、資源向上支払基本単価の5/6になる。) *交付金負担割合：国2/4、県1/4、町1/4</p> <p>【資源向上 (長寿命化)】 集落を農地・農業用水等の資源保全管理活動を行う主体と位置付け、水路、農道路肩、ため池の補修や農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援します。</p> <p>*取組活動組織：34組織 *交付単価：水田4,400円 畑2,000円 *交付金負担割合：国2/4、県1/4、町1/4</p>	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	56,091
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">7</td> <td style="width:40%;">土地改良費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地域用水環境整備事業</p> <p>河川における魚の遡上を容易にするため、岸田川に設置された農業取水用の井堰を魚道機能を備えた構造に整備し、生態系の保全を図ります。</p> <p>令和2年度は大庭井堰の遡上経路補修と整備済魚道の遡上調査により効果検証を行います。</p> <p>*整備箇所：長原井堰、太平井堰、岩立井堰、上井堰、大庭井堰 *負担率：H26～R2 整備事業 (国55%、県27.5%、町17.5%)</p>	款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課	3,063
款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align:center;">款</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6</td> <td style="width:10%; text-align:center;">項</td> <td style="width:10%; text-align:center;">1</td> <td style="width:10%; text-align:center;">目</td> <td style="width:10%; text-align:center;">7</td> <td style="width:40%;">土地改良費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:10%;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 農村地域防災減災事業</p> <p>農村の過疎化と高齢化の進行により、災害リスクが高まる中、農業の持続的発展を促し、適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施し、農業用施設を健全に維持するため、町内の農業用ため池について、被害の発生を未然に防止する取組みを実施します。</p> <p>【ため池浚渫】 *実施内容：R2～R3 ため池浚渫工事 1箇所 (奥山池) *負担率：国55%、県18%、町25%、地元2%(※調査計画は国100%)</p> <p>【ため池廃止】 *実施内容：R2～R3 ため池廃止工事 5箇所 *負担率：国100%</p> <p>【ため池整備】 *実施内容：R2～R4 タチヤ池整備工事 (堤体工,洪水吐工,取水施設工) *負担率：実施設計,整備工事(国55%、県34%、町11%)</p>	款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課	18,192
款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課			

(1)自然環境の保全	<table border="1"> <tr> <td>款 6</td> <td>項 1</td> <td>目 7</td> <td>土地改良費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table>	款 6	項 1	目 7	土地改良費	所管	農林水産課	<p>(新規) ため池治水活用拡大促進事業</p> <p>近年、全国的に局地的な大雨等による浸水被害が拡大していることから、流域対策として、ため池を活用した雨水貯留により流出抑制効果を発揮させるため、ため池の水位を一定の期間常に下げ、雨水を貯留する容量の確保に取り組むため池について、管理者が円滑に作業できるよう助成します。</p> <p>*実施内容：35千円/月×2ヵ月×2施設</p> <p>*負担率：県50%、町50%</p>	140
	款 6	項 1	目 7	土地改良費	所管	農林水産課			
	<table border="1"> <tr> <td>款 6</td> <td>項 1</td> <td>目 7</td> <td>土地改良費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table>	款 6	項 1	目 7	土地改良費	所管	農林水産課	<p>(新規) ため池等における地域の総合治水推進事業</p> <p>局地的な大雨等による雨水の流出と浸水被害防止対策として、ため池の雨水貯留機能を活用した事前放流が必要であるため、効率的な施設の操作が実施できるよう緊急放流施設を整備し、指定貯水施設の指定を促進します。</p> <p>*実施内容：ため池緊急放流施設整備1式（奥山池）</p> <p>*負担率：国100%</p>	5,000
	款 6	項 1	目 7	土地改良費	所管	農林水産課			
	<table border="1"> <tr> <td>款 6</td> <td>項 2</td> <td>目 2</td> <td>林業振興費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table>	款 6	項 2	目 2	林業振興費	所管	農林水産課	<p>(継続) 森林管理100%作戦推進事業</p> <p>森林の多面的機能を高度発揮させるため、間伐が必要な人工林について公的関与を充実させ、間伐及び作業道開設を支援し、森林管理の徹底を図ります。</p> <p>*対象森林：スギ・ヒノキの人工林、材齢26～60年生</p> <p>*補助率：造林事業（国51%、県17%）の補助残（32%）について、「森林管理100%作戦」推進事業により、兵庫みどり公社7.5%、町24.5%を補助</p> <p>*除間伐：A=50ha</p> <p>*作業道開設：L=7,000m</p>	8,521
款 6	項 2	目 2	林業振興費	所管	農林水産課				
<table border="1"> <tr> <td>款 6</td> <td>項 2</td> <td>目 2</td> <td>林業振興費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table>	款 6	項 2	目 2	林業振興費	所管	農林水産課	<p>(継続) 緊急防災林整備事業(県民緑税活用)</p> <p>急傾斜、斜面形状等で山地災害防止機能の高度発揮が求められる概ね60年生以下のスギ・ヒノキ林を対象に、切捨間伐実施箇所内において、間伐木を利用した土留工の設置などを実施します。</p> <p>*事業規模：簡易土留工20ha</p> <p>*補助率：100%</p>	6,301	
款 6	項 2	目 2	林業振興費	所管	農林水産課				
<table border="1"> <tr> <td>款 6</td> <td>項 2</td> <td>目 2</td> <td>林業振興費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table>	款 6	項 2	目 2	林業振興費	所管	農林水産課	<p>(拡充) 森林経営管理事業</p> <p>森林環境譲与税が令和元年度から自治体へ譲与され、令和2年度には譲与額が倍増（予定）されるのにあわせ、間伐や路網などの森林整備を進め、森林の有する機能を高め、災害の防止や水源涵養等に努めます。</p>	20,100	
款 6	項 2	目 2	林業振興費	所管	農林水産課				

(1)自然環境の保全	<table border="1"> <tr> <td>款 6 項 3 目 3</td> <td>漁港管理費</td> <td>所管</td> <td>農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 海岸・漁港環境保全事業 海岸環境の景観維持、美化保全を図るため、海岸の美化清掃を行います。また、浜坂漁港内にある緑地帯等の維持管理を行い、景観の美化を図ります。</p>	款 6 項 3 目 3	漁港管理費	所管	農林水産課	17,300
	款 6 項 3 目 3	漁港管理費	所管	農林水産課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 3</td> <td>観光費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 自然公園維持管理、施設管理事業 国立公園・自然公園内の環境美化活動の推進や、施設の維持管理を行います。 上山高原一帯遊歩道等の施設管理及び修繕や、上山高原エコミュージアムと連携し自然を活用したプログラムを実施します。</p>	款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課	3,477
款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 3</td> <td>観光費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 自然環境整備事業 近年、登山者が増えている霧ヶ滝溪谷（岸田地区）や小又川溪谷（海上地区）において、遊歩道や情報案内看板、休憩所及び駐車場等を整備し、登山者や地域住民がより安全で気軽に自然を親しむ環境を整えます。</p>	款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課	22,000	
款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課			
(2)生活環境の充実	<table border="1"> <tr> <td>款 5 項 1 目 1</td> <td>労働諸費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 定住促進住宅取得助成金事業 過疎化による人口減少を抑制し、町内の若者の定住促進及び本町へのU・I・Jターンの住宅支援を図るため、町内で新たに住宅を購入する、又は増改築を行う費用の一部を助成します。定住人口の確保に併せて、町内の住宅関連産業の振興を図ります。 ＊対象年齢：満45歳未満（移住者は年齢不問） ＊対象金額：[新築及び購入] 500万円超 [改修] 50万円超 ＊助成金額：費用の1/10（上限50万円） 移住者については助成額上限70万円【新規】</p>	款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課	15,000
	款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 5 項 1 目 1</td> <td>労働諸費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(新規) 民間賃貸住宅家賃助成金事業 結婚後3年未満の夫婦（一方が40歳未満）世帯又は40歳未満の移住者に民間賃貸住宅の家賃を助成し、移住・定住の促進を図ります。 ＊助成金額：家賃から3.5万円を差し引いた額(上限月額1万円)□ ＊条 件：婚姻又は移住後3年までの間に通算2年分補助</p>	款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課	2,400
款 5 項 1 目 1	労働諸費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 新温泉町空き家リフォーム助成金 新温泉町「空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家のリフォームを行った場合に費用の一部を助成します。令和2年度からは家財道具処分に係る費用も助成対象とし、空き家・空き店舗を再生することで、移住定住の促進、商店街の振興を図ります。 ＊助成金額：リフォーム費用の1/10（上限50万円） 家財道具処分費用の1/2（上限10万円）【新規】 ＊条 件：町内に本店等を有する業者を利用しての施工</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	2,000	
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			

(2)生活環境の充実	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(新規) 移住定住コーディネーター配置事業 新温泉町への移住・定住を促進するため、移住定住コーディネーターを配置し、移住・定住希望者に対する町の魅力等の情報発信や受入環境の整備・調整を行うほか身近な相談体制の充実を図ります。</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	591
	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(拡充) いなか暮らし体験住宅運営事業 新温泉町に移住を希望している方に、新温泉町での田舎暮らしを体験してもらうため、生活拠点となる賃貸住宅を運営し、町内への定住促進を図ります。 令和2年度から月額貸付料を25,000円に改定し、(令和元年度までは月額50,000円) 利用しやすい環境を整えます。</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	866
	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課		
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 新温泉町住宅リフォーム助成金 住宅リフォームを行った場合に費用の一部を助成します。快適な住環境の整備と工事の需要を喚起することで、地域経済の活性化を図ります。 *助成金額：住宅リフォーム費用の1/10(上限10万円) *条件：町内に本店等を有する業者を利用しての施工</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	5,000	
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr> <td>款 8 項 5 目 1</td> <td>住宅管理費</td> <td>所管</td> <td>建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 空家等対策事業 安全・安心な生活環境を確保するため、空家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理を推進し、倒壊等のおそれがある老朽危険空き家の除却に係る費用の一部を助成します。 *老朽危険空き家除却助成：5戸</p>	款 8 項 5 目 1	住宅管理費	所管	建設課	7,162	
款 8 項 5 目 1	住宅管理費	所管	建設課			
(3)循環型社会の形成	<table border="1"> <tr> <td>款 2 項 1 目 5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) エコ・コンパクトタウン推進事業 環境にやさしいまちづくりと循環型まちづくりによる地域活性化をめざし、再生可能エネルギーの普及推進を図ります。 *再生可能エネルギー導入促進事業補助 *エコ・コンパクトタウン推進協議会</p>	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課	1,123
	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 4 項 1 目 3</td> <td>環境衛生費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 河川の水質検査 河川の水質を守るため、定期的な水質検査を実施します。 *6河川/年2回 (宮谷川・味原川・田井川・段川・田君川・結川) *岸田川新市橋上流部/年1回</p>	款 4 項 1 目 3	環境衛生費	所管	町民安全課	375
款 4 項 1 目 3	環境衛生費	所管	町民安全課			
<table border="1"> <tr> <td>款 4 項 1 目 3</td> <td>環境衛生費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(新規) 災害廃棄物処理基本計画策定事業 大規模災害被災後の災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理し、住民生活の復旧と災害復興を迅速に進めるため、「新温泉町災害廃棄物処理基本計画」を策定します。</p>	款 4 項 1 目 3	環境衛生費	所管	町民安全課	7,132	
款 4 項 1 目 3	環境衛生費	所管	町民安全課			

(3)循環型社会の形成	<table border="1"> <tr> <td>款 4 項 1 目 3</td> <td>環境衛生費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 海岸漂着物地域対策推進事業 山陰海岸の景観の保全のほか、海洋プラスチックの生態系への影響や漂着物による海難事故等を防止するため、住民の協力のもと船舶を利用した海岸漂着物の回収を行います。</p>	款 4 項 1 目 3	環境衛生費	所管	町民安全課	1,102
	款 4 項 1 目 3	環境衛生費	所管	町民安全課		
	<table border="1"> <tr> <td>款 4 項 2 目 1</td> <td>清掃総務費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 資源ごみ集団回収運動奨励事業 ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、区及び各種団体等が行う資源ごみ集団回収運動に対し、資源ごみ集団回収運動奨励金を交付します。</p>	款 4 項 2 目 1	清掃総務費	所管	町民安全課	2,107
款 4 項 2 目 1	清掃総務費	所管	町民安全課			
<table border="1"> <tr> <td>款 4 項 2 目 2</td> <td>塵芥処理費</td> <td>所管</td> <td>町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 北但行政事務組合負担金 北但行政事務組合（1市2町構成）が運営しているクリーンパーク北但の運営費を拠出し、自然あふれる北但地域での循環型社会の形成に貢献します。</p>	款 4 項 2 目 2	塵芥処理費	所管	町民安全課	51,720	
款 4 項 2 目 2	塵芥処理費	所管	町民安全課			
(4)高度情報化の推進	<table border="1"> <tr> <td>款 2 項 1 目 5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 情報化推進事業 高度情報通信社会に対応した情報基盤の整備や有効活用により情報化を進め、住民サービス等の向上を図ります。 * 情報化推進委員会 * 第3次情報化計画の推進</p>	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課	2,892
	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課		
<table border="1"> <tr> <td>款 2 項 1 目 5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 公衆無線LAN設置補助金 いつでも、どこでも、だれでも、必要な情報を利活用できるインターネット接続環境を整備するため、町内事業者等の公衆無線LAN設置費用の一部を助成し、ユーザー参加型の公衆無線LANネットワークの構築を目指します。</p>	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課	60	
款 2 項 1 目 5	企画費	所管	企画課			
(5)安心な消費生活の推進	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 8</td> <td>消費者行政費</td> <td>所管</td> <td>地域振興課</td> </tr> </table> <p>(継続) 消費者行政推進事業 悪質商法や多重債務等の消費者問題への対応を強化するため、消費生活相談員を配置し、相談窓口の充実を図ります。</p>	款 7 項 1 目 8	消費者行政費	所管	地域振興課	1,172
	款 7 項 1 目 8	消費者行政費	所管	地域振興課		
<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 8</td> <td>消費者行政費</td> <td>所管</td> <td>地域振興課</td> </tr> </table> <p>(継続) 高齢者詐欺被害防止対策用器具貸出事業 高齢者詐欺被害防止対策として、高齢者世帯等を対象に電話機に取り付ける詐欺被害防止器具の貸出を行います。 機器購入費493千円 * 貸出条件：65歳以上の高齢者を含む世帯等（貸出料：無料）</p>	款 7 項 1 目 8	消費者行政費	所管	地域振興課	493	
款 7 項 1 目 8	消費者行政費	所管	地域振興課			
(6)温泉配湯の利活用	<table border="1"> <tr> <td>款 7 項 1 目 2</td> <td>商工振興費</td> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(継続) 温泉配湯助成金事業 町内の温泉を活用し、移住・定住の促進を図るため、町内で住宅の新築、購入、改修を実施し、あわせて新たに温泉の配湯を開始した方を対象に、支払った温泉使用料に対して助成を行います。 * 対象者：新温泉町定住促進住宅取得助成金の交付対象者</p>	款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課	91
款 7 項 1 目 2	商工振興費	所管	商工観光課			

(6)温泉配湯の利活用	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>5</td> <td>企画費</td> <td>所管</td><td>企画課</td> </tr> </table> <p>(新規) 温泉配達事業 町の豊富な資源である温泉を活用し、長寿の記念日を祝した温泉配達やイベント等への温泉配達を行います。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	3,120								
	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課										
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>4</td> <td>地熱対策費</td> <td>所管</td><td>企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 温泉審議会運営・地熱対策事業 各温泉の源泉状況を把握するとともに、温泉を有効かつ適正に利用するため温泉審議会等を通じて地熱対策を行います。 国民保養温泉地計画に基づき温泉入浴指導員の育成を図ります。 また、各種温泉関係協議会等と連携しながら魅力ある温泉地づくりを目指します。</p>	款	7	項	1	目	4	地熱対策費	所管	企画課	1,138								
款	7	項	1	目	4	地熱対策費	所管	企画課											
<p>[浜坂温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr> <td>款</td><td>1</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>1</td> <td>営業費</td> <td>所管</td><td>上下水道課</td> </tr> </table> <p>[七釜温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr> <td>款</td><td>1</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>1</td> <td>一般管理費</td> <td>所管</td><td>上下水道課</td> </tr> </table> <p>(継続) 温泉各戸配湯事業 優れた泉質と湯量を持つ温泉を適正に管理し、温泉の各戸配湯を安定的に行います。</p>	款	1	項	1	目	1	営業費	所管	上下水道課	款	1	項	1	目	1	一般管理費	所管	上下水道課	59,459
款	1	項	1	目	1	営業費	所管	上下水道課											
款	1	項	1	目	1	一般管理費	所管	上下水道課											

6. 住民と行政が夢をふくらませるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額						
(1)参画と協働の推進	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">款 2</td> <td style="width:15%; text-align:center;">項 1</td> <td style="width:15%; text-align:center;">目 5</td> <td style="width:45%; text-align:center;">企画費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:15%; text-align:center;">企画課</td> </tr> </table> <p>(拡充) コミュニティ支援事業 過疎化・高齢化により集落機能が低下する中、地域における暮らしを持続可能とするため、集落の枠組みを越えて広い範囲で活性化を図る新しい地域運営の取組を推進します。 令和2年度は、奥八田地域に地域再生協働員を設置し、モデル事業として、地域住民主体の取組を支援します。また、集落支援員を設置し、今後の新しい地域運営の取組について、町の基本方針をまとめます。</p>	款 2	項 1	目 5	企画費	所管	企画課	7,177
	款 2	項 1	目 5	企画費	所管	企画課		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">款 2</td> <td style="width:15%; text-align:center;">項 1</td> <td style="width:15%; text-align:center;">目 5</td> <td style="width:45%; text-align:center;">企画費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:15%; text-align:center;">企画課</td> </tr> </table> <p>(新規) 奥八田交流施設整備事業 過疎化・高齢化により、単独での集落機能の維持が困難になっている奥八田地域において、複数の集落からなる広域的な範囲で活性化を図る新しい地域運営の拠点を整備します。 令和2年度は、施設整備に係る地元との協議・調整を進めながら、施設の設計を行います。</p>	款 2	項 1	目 5	企画費	所管	企画課	4,000
款 2	項 1	目 5	企画費	所管	企画課			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">款 2</td> <td style="width:15%; text-align:center;">項 1</td> <td style="width:15%; text-align:center;">目 8</td> <td style="width:45%; text-align:center;">諸費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:15%; text-align:center;">企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地域振興事業 地域コミュニティの充実を図るため、区及び町内会が行うコミュニティ施設整備や街路灯設置等の地域の取組を支援します。</p>	款 2	項 1	目 8	諸費	所管	企画課	2,388	
款 2	項 1	目 8	諸費	所管	企画課			
(2)人権・平和の尊重	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">款 3</td> <td style="width:15%; text-align:center;">項 1</td> <td style="width:15%; text-align:center;">目 2</td> <td style="width:45%; text-align:center;">人権啓発推進費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:15%; text-align:center;">生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 人権啓発推進事業 人権啓発推進条例及び令和元年度に策定した第3次「人権啓発施策推進計画」に基づき、人権意識の高揚とお互いの人権が尊重され、誇りが持てるまちづくりをめざし、「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」として各種団体、企業、各地域における人権学習会、街頭啓発、人権講演会などを実施し、人権啓発を推進します。また、平成29年度に策定した第3次男女共同参画社会プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、町民と行政が協力して取り組んでいきます。</p>	款 3	項 1	目 2	人権啓発推進費	所管	生涯教育課	2,211
	款 3	項 1	目 2	人権啓発推進費	所管	生涯教育課		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">款 3</td> <td style="width:15%; text-align:center;">項 1</td> <td style="width:15%; text-align:center;">目 3</td> <td style="width:45%; text-align:center;">隣保館費</td> <td style="width:10%; text-align:center;">所管</td> <td style="width:15%; text-align:center;">生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 隣保館活動事業 基本的人権尊重の精神に基づき、福祉の向上や人権啓発・住民交流の拠点となる開かれた「人権センター」として、人権学習交流スポーツ大会、教養文化講座、近隣文化祭、各種人権相談など学習・啓発・交流事業を実施し、人権教育及び人権啓発を推進します。</p>	款 3	項 1	目 3	隣保館費	所管	生涯教育課	6,999	
款 3	項 1	目 3	隣保館費	所管	生涯教育課			

(2)人権・平和の尊重	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>3</td><td>人権教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 人権学習事業 人権教育にかかる課題解決と人権が真に尊重される社会の実現をめざし、地域の教育活動や人権に関わる文化創造活動を推進します。 *人権学習事業（ささゆり・ひまわり） *新温泉町人権教育推進協議会交付金 *新温泉町人権セミナーの開催 *人権啓発冊子「ひらり第15号」発行事業</p>	款	10	項	4	目	3	人権教育振興費	所管	生涯教育課	5,587
款	10	項	4	目	3	人権教育振興費	所管	生涯教育課			
(3)行財政改革の推進	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td> </tr> </table> <p>(新規) 遊休公共施設活用事業 老朽化し、活用されていない旧医師住宅（新温泉町芦屋）の解体工事を行い、新たな活用方法を検討します。</p>	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課	2,972
	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課		
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td> </tr> </table> <p>(継続) 公共施設個別施設計画策定事業 平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき町が管理する公共施設等の維持・改修を計画的に行うため、個別施設計画を策定します。</p>	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課	50
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課			
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td> </tr> </table> <p>(新規) 町マイクロバス更新事業 町のイベントや視察研修等の各種事業で使用する町のマイクロバス（29人乗り）は、購入後17年が経過しているため新しい車両に更新します。</p>	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課	9,984	
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課			
<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td> </tr> </table> <p>(新規) 第2次新温泉町総合計画(後期基本計画)策定準備事業 新温泉町のまちの将来像である「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷—ふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくり—」を実現するため、前期基本計画（H29～R3）に沿った取組を全庁あげて推進するとともに、令和4年度以降の後期基本計画（R4～R8）の策定に向けて、住民アンケート調査を行います。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	3,575	
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			
(4)広域連携・交流の強化	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 広域行政事業 近隣自治体の連携による広域ネットワークの形成を強化し、交流人口の拡大、観光資源の広域的活用、生活基盤の充実など、広域的な取組を進めます。また、「但馬定住自立圏」、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の連携を充実し、圏域の一体的発展を目指します。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	8,624
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課			

(4) 広域連携・交流の強化	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	商工観光課	8,815
	款 10 項 3 目 2	教育振興費	所管	生涯教育課	
	(継続) 国際交流事業				
	<p>新温泉町国際交流協会を中心に、住民の国際感覚を磨くため南太平洋大学の学生の受入れや、青少年の海外研修の実施、台湾東港高級中学校と浜坂高等学校の交流を支援し、相互の訪問事業を実施します。町内に居住する外国人支援のため交流事業（会話教室等）等も実施します。</p> <p>また、中学生の国際理解教育を促進するための姉妹校交流の支援や青少年の国際感覚を磨く機会として青少年海外研修を行い、町民の国際意識の醸成を図ります。</p>				
	款 2 項 1 目 5	企画費	所管	商工観光課	379
(継続) 都市との交流事業					
<p>いなか体験協議会を中心として、自然体験活動を行う団体や小中学校などの受け入れに係る体験プログラムを作成してプロモーション等を行い、誘致活動に引き続き取り組みます。</p>					
款 6 項 1 目 8	牧場公園費	所管	牧場公園課	99,959	
(継続) 但馬牧場公園管理運営事業					
<p>但馬牛の振興とあわせて、四季折々の豊かな自然、但馬牛をはじめとする動物とのふれあい、農産物加工体験などの牧場公園の多面的な機能を生かし、都市と農村との交流促進と地域の活性化を図ります。老朽化してきた施設の整備や博物館の多言語対応化の促進など、更なる公園の魅力アップに取り組みます。</p>					
款 7 項 1 目 3	観光費	所管	商工観光課	1,084	
(継続) 麒麟のまちDMO事業					
<p>鳥取県東部1市4町（鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町）と兵庫県北西部2町（新温泉町・香美町）の金融機関・観光協会・経済団体・旅行者・交通事業者・宿泊事業者・自治体など40団体で構成する地域連携DMO「一般社団法人麒麟のまち観光局」の活動に取り組みます。</p>					
款 7 項 1 目 9	ジオパーク館運営費	所管	商工観光課	14,885	
(拡充) 山陰海岸ジオパーク館管理運営事業					
<p>山陰海岸ジオパークの中核拠点施設としての機能を充実させるため、スマートグラスを導入した管内案内の充実など情報発信機能・体験学習機能の拡充により、施設の利用と交流人口の拡大を目指します。</p>					

(4)広域連携・交流の強化	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>10</td> <td>ジオパーク推進費</td> </tr> </table> <p>(継続) 山陰海岸ジオパーク推進事業</p> <p>山陰海岸ジオパークの活用により観光振興や環境保全、教育活動、地場産業の振興を図ります。また、山陰海岸ジオパーク推進協議会やエリア内の各府県市町と連携して各種事業を行います。</p> <p>山陰海岸ジオパーク館において、体験学習、現地見学会などを充実させ、町ジオパークネットワークでは認定ガイドを養成し、ジオパーク活動の促進を図ります。</p>	款	7	項	1	目	10	ジオパーク推進費	<table border="1"> <tr> <td>所管</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table>	所管	商工観光課	5,536
款	7	項	1	目	10	ジオパーク推進費						
所管	商工観光課											
(5)情報発信の強化	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>2</td> <td>項</td><td>1</td> <td>目</td><td>2</td> <td>文書広報費</td> </tr> </table> <p>(継続) 広報活動事業</p> <p>広報しんおんせん、ホームページ、SNS、行政放送、報道機関への情報提供など各媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を行います。</p>	款	2	項	1	目	2	文書広報費	<table border="1"> <tr> <td>所管</td> <td>企画課</td> </tr> </table>	所管	企画課	4,857
款	2	項	1	目	2	文書広報費						
所管	企画課											

令和2年度 主な重点事業詳細

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名	水産振興事業《浜坂漁業協同組合》
-----	------------------

(単位：千円)

区分	款	6	農林水産業費		所管	
	項	3	水産業費		農林水産課	
	目	2	水産業振興費			
	事業	5	水産振興事業			
	細事業	1	水産振興事業			
総合計画	基本方針	1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち			
	基本施策	1	農林畜水産業の振興			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	11,895		9,670		2,225	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
			6,500		2,536	2,859

【事業の目的】

漁船保険等加入や漁船建造資金利子補給等支援を行い、漁業者の負担を軽減し、漁業振興と漁業経営の安定化を図る。

【事業の概要】

水産振興事業《浜坂漁業協同組合》

○漁船保険等加入推進事業【拡充】

漁業振興と漁業経営安定化を図るため、漁船保険料の一部を助成。令和2年度から底曳網漁船についても保険料が高い新船建造5年以内は補助率を20%に引上げ。

*補助率：20%（船外機漁船、沿岸漁船）

*補助率：5%（底曳網漁船）

新船建造5年以内は20%【令和2年度から新設】

○漁獲共済加入推進事業【継続】

漁業再生産阻害の防止と経営安定化を図るため、損失補償制度に係る保険料の一部を助成

*補助率：組合助成経費の1/2以内

○漁船建造資金利子補給事業【継続】

漁業者の負担を軽減するため、漁船を建造した漁業者に対して、近代化資金の借り入れに伴う利子の一部を助成

*補助率：借入金の5/1000以内（上限：500千円）

○魚貝類等増殖事業【継続】

水産資源の維持及び増大を図るため、稚魚・稚貝等放流事業に係る経費の一部を助成

*補助率：事業費の1/3以内

○水産等活性化事業（地域水産物販売）【継続】

水産物流通販売促進、都市部を中心とした販路拡大事業に係る経費の一部を助成

*補助率：予算額の範囲内

【主な財源】

・過疎対策事業債（ソフト事業） 6,500千円

・ふるさとづくり基金繰入金 2,536千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名	温泉活用推進事業
-----	----------

(単位：千円)

区分	款	2	総務費		所管	
	項	1	総務管理費		企画課	
	目	5	企画費			
	事業	35	温泉活用推進事業			
	細事業	1	温泉活用推進事業			
総合計画	基本方針	1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち			
	基本施策	3	観光業の振興			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	19,798		9,878		9,920	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
	2,284					17,514

【事業の目的】

「温泉を活用したまちづくり」を目指して、観光・産業振興、健康増進などの様々な取組を実施し、活性化を図る。

【事業の概要】（おんせん天国室関連事業）

1. 景観整備を中心とするまちづくり支援事業 事業費：6,194千円
 - ・湯村温泉街においては引き続きアドバイザーを招聘し、まちづくり計画のブラッシュアップ、実現のための事業計画策定
 - ・アドバイザーを活用した住民参画による浜坂駅前広場を中心とした活性化計画の策定
2. 空き店舗活用事業 事業費：1,000千円 ※（再掲）
 - ・地域おこし協力隊による空き店舗を活用した飲食店の開業へ向け、試験店舗の開設
3. 町内温泉施設誘客促進事業 事業費：470千円
 - ・町内温泉施設のネットワーク化の推進
 - ・町民無料デー・共通チケット・通勤者割引等、共同誘客キャンペーン試験実施
4. 町民の健康増進への温泉活用事業 事業費：591千円
 - ・健康づくりポイント制度を導入
 - ・温泉入浴指導員を拡充、指導員を活用した研修会の実施
5. 体験プログラム・新商品開発事業 事業費：2,928千円
 - ・プロジェクトチームを中心にモニター事業を実施、体験プログラム商品・新商品の開発
6. ワークेशन誘致事業 事業費：2,592千円
 - ・ワークेशन誘致を図るため、通信環境の整備、ワークेशन可能なスペースの確保、モニターツアーの実施
7. その他事業 事業費：7,023千円
 - ・近畿地方で唯一の温泉サークルをもつ福知山公立大学との連携
 - ・写真や動画、ノベルティ製作等PR素材の充実 等

【主な財源】

- ・特別交付税 5,600千円（地域力創造アドバイザー事業）
- ・地方創生推進交付金 2,284千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名 日本遺産地域活性化事業

(単位：千円)

区分	款	10	教育費		所管	
	項	4	社会教育費		生涯教育課	
	目	5	文化財保護費			
	事業	4	文化財保護事業			
	細事業	7	日本遺産地域活性化事業			
総合計画	基本方針	1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち			
	基本施策	3	観光業の振興			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	3,745		1,974		1,771	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
					3,075	670

【事業の目的】

平成30年度に認定された「北前船寄港地・船主集落」、令和元年度に認定された「麒麟獅子舞」の構成文化財を生かし、町の知名度の向上と国内外からの交流人口の拡大により地域の活性化を図る。

【事業の概要】

【人材育成事業】

(期 間) 令和2年4月 ～ 令和3年3月

(内 容) 月1回 年12回程度 (仮)「諸寄案内ガイドクラブ」による座学及び現地講座

【啓発事業】

- ・まち歩きマップ印刷<増し刷> ・のぼり旗等の作成
- ・「麒麟獅子舞の郷」看板の設置 ・「北前船寄港地 諸寄」案内看板の設置

【日本遺産認定記念事業】

(時 期) 令和2年5月2日(土)

(内 容) 講演会及び関連イベント、麒麟獅子舞公開講演、諸寄ウォークの開催

【寄港地交流事業】

- ・兵庫県内交流事業(神戸市 令和2年5月下旬)
- ・北前船寄港地フォーラム(秋田県秋田市 令和2年10月中旬)

【地域計画策定事業】

(期 間) 令和2年4月 ～ 令和3年3月 月1回 年12回程度

(内 容) 日本遺産を活かした地域活性化計画の策定 ※県民局支援事業

【その他事業】

- ・広域周遊コースの開発と商品化 ※全国連携事業 ・欧米豪に向けた情報発信・旅行(ツアー)企画事業

【主な財源】

- ・ふるさとづくり基金繰入金 3,075千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名 ふるさと納税お礼品事業

(単位：千円)

区分	款	2	総務費			所管
	項	1	総務管理費			総務課
	目	4	財産管理費			
	事業	1	一般的経費			
	細事業	2	ふるさと納税お礼品事業			
総合計画	基本方針	1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち			
	基本施策	4	地域産業の振興			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	93,249		59,819		33,430	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
					66,781	26,468

【事業の目的】

ふるさと納税の趣旨を尊重しつつ、寄附をしていただいた方へのお礼品についてはメディア、広告媒体による宣伝効果及びイベント出展等によるPR効果を高めながら、特産品の情報発信を更に進めることで地域産業の振興を図る。

【事業の概要】

令和元年12月末の寄付額が126,725千円（平成30年12月末56,272千円）に増加したことを踏まえ、令和2年度は170,000千円程度を見込む。

〈財産管理費・ふるさと納税お礼品事業〉

- ・ 寄付証明書郵送料等 1, 890千円
- ・ ポータルサイト利用事務手数料等 28, 638千円
- ・ お礼品手配業務 62, 175千円
- ・ お礼品事務経費 505千円

※ふるさと納税PR等に係る経費については、別途、商工観光課で予算計上

〈商工振興費・道の駅運営事業〉

- ・ お礼品パンフレット製作 650千円
- ・ ふるさと納税広告宣伝費 1, 760千円
- ・ 特産品販促写真撮影事業 550千円

【主な財源】

- ・ ふるさとづくり基金繰入金 66, 781千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名	地域おこし協力隊事業
-----	------------

(単位：千円)

区分	款			所管		
	項			各課		
	目	各予算科目				
	事業					
	細事業					
総合計画	基本方針	1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち			
	基本施策	4	地域産業の振興			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	73,220		52,210		21,010	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
						73,220

【事業の目的】

「地域おこし協力隊」として都市地域からの住民を受入れ、地域ブランドや地場製品の開発・PR等の地域おこしの支援や農林畜水産業への従事、移住定住サポートや住民の生活支援等の活動を行いながら地域への定住・定着を図る。

【事業の概要】

地域おこし協力隊員 18名【継続5名、新規13名】

《隊員の活動業務》

- ①国際交流推進業務（企画費・商工観光課）
 - ・国際交流推進、外国語による情報発信【新規1名】
- ②温泉振興業務（企画費・企画課おんせん天国室）
 - ・温泉を活用した体験活動・情報発信、空き店舗を活用した販わいづくり【新規5名】
- ③地域振興支援業務（企画費・企画課）
 - ・春來地区において地域づくり活動の支援、特産品開発や農作業、生活支援等【新規1名】
- ④地産地消推進業務（農業振興費・農林水産課）
 - ・地元の農林畜水産物の活用及びPR活動による流通・販売促進【新規1名】
- ⑤但馬牛生産振興業務（牧場公園費・牧場公園課）
 - ・但馬牛のPR活動、但馬牛の飼育、生産振興活動【継続2名、新規1名】
- ⑥水産物振興業務（水産振興費・農林水産課）
 - ・浜坂漁業協同組合において、水産物のPR活動推進、販路拡大【新規1名】
- ⑦道の駅運営補助業務（商工振興費・商工観光課）
 - ・道の駅の活性化、地域振興拠点として観光やイベント情報の発信【継続1名、新規2名】
- ⑧移住定住促進業務（商工振興費・商工観光課）
 - ・空き家バンクの管理運営、移住定住支援【継続1名】
- ⑨観光振興支援業務（観光費・商工観光課）
 - ・地域資源を活かした交流・体験プログラムの開発、PR活動・情報発信【継続1名、新規1名】

【主な財源】

・特別交付税 72,000千円（地域おこし協力隊事業）

○主な重点事業詳細

新規事業

事業名	地域おこし企業人交流事業
-----	--------------

(単位：千円)

区分	款	2	総務費		所管	
	項	1	総務管理費		企画課	
	目	5	企画費			
	事業	35	温泉活用推進事業			
	細事業	1	温泉活用推進事業			
総合計画	基本方針	1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち			
	基本施策	4	地域産業の振興			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	5,600		0		5,600	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
						5,600

【事業の目的】
 フィットネス・コンディショニング等の健康増進を専門とする企業の職員を通年でおんせん天国室に受け入れ、温泉を活用した健康増進プログラム商品の開発や健康増進施策の充実を図る。

【事業の概要】（おんせん天国室関連事業）
 《地域おこし企業人事業》
 事業費：5,600千円（派遣元企業への負担金）
 ・国の「地域おこし企業人」の制度を活用し、三大都市圏に所在する民間企業から最大3年間職員を受入れる。

○地域おこし企業人を活用して実施予定の事業

①健康増進活動ポイント制度導入事業
 いきいき100歳体操へポイント制度を導入し、ポイントが貯まれば温泉施設入浴券等が貰える事業を令和2年度から実施予定。その事業と合わせ、更に介護予防や若年層の運動推進についてもポイント制度導入を検討。

②観光客向け健康増進プログラム商品の開発事業
 体験プログラム商品としての温泉を活用した健康増進プログラムを開発、個人客やツアー客への提供。

③入浴施設と運動指導の連携事業
 温泉入浴施設と連携して提供できる運動指導について研究等。

【主な財源】
 特別交付税 5,600千円（地域おこし企業人事業）

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名	起業支援事業
-----	--------

(単位：千円)

区分	款	7	商工費			所管
	項	1	商工費			商工観光課
	目	2	商工振興費			
	事業	1	一般的経費			
	細事業	1	商工振興費経常的一般経費			
総合計画	基本方針	1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち			
	基本施策	5	起業・雇用対策の推進			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	4,220		2,000		2,220	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
						4,220

【事業の目的】

起業に係る初期投資費用の一部を助成し、町内で新たに起業される方の負担軽減を図り、起業の促進につなげる。

【事業の概要】

○起業支援事業補助金

起業の促進を図るため、初期投資費用等の一部を助成

*助成金額：○起業に関する費用の1/2（上限50万円）

・移住者については上限100万円【令和2年度から新設】

○商工会に加盟した者で空き店舗を活用した場合は、賃料の1/2

（上限月額3万円）を2年間助成【令和2年度から新設】

*条件：○事業を営んでいない個人または起業法人

○現在の業種と異なる業種の事業を開始する個人又は法人【令和2年度から新設】

○町外の事業者で、町内に事業所を設置し、事業を開始する個人又は法人【令和2年度から新設】

【主な財源】

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名 乳幼児等医療費助成事業

(単位：千円)

区分	款	3	民生費		所管	
	項	1	社会福祉費		健康福祉課	
	目	5	福祉医療費			
	事業	5	医療扶助費支給事業			
	細事業	3	乳幼児等医療扶助費支給事業			
総合計画	基本方針	2	ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち			
	基本施策	1	子育て支援の充実			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	50,970		42,339		8,631	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
		11,000	22,800		9,796	7,374

【事業の目的】

子育て世帯を応援するため、乳幼児等医療費助成の対象年齢を18歳（高校修了）まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減を図る。

【事業の概要】

○乳幼児等医療費助成事業

1.対象者の拡大

15歳（中学校修了）までから18歳（高校修了）までに対象者を拡大

※ただし、令和2年度から拡大する対象者については、保護者等の所得基準が一定以上の者は除く。

15歳（中学校修了）までについてはこれまで通り所得制限なし。

2.助成内容

入院・通院に係る医療費（健康保険自己負担分）について、全額助成

3.助成方法

兵庫県内の医療機関分は、受給者証による現物給付

兵庫県外の医療機関分は、申請による償還払

4.開始時期

令和2年度から拡大する対象者については、令和2年7月1日以降の入院・通院分から助成

【主な財源】

・過疎対策事業債（ソフト事業） 22,800千円

・ふるさとづくり基金繰入金 9,796千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名 認定こども園運営事業

(単位：千円)

区分	款	3	民生費			所管
	項	2	児童福祉費			こども教育課
	目	3	認定こども園費			
	事業	1	認定こども園運営事業			
	細事業	1	認定こども園運営事業			
総合計画	基本方針	2	ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち			
	基本施策	1	子育て支援の充実			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	187,948		186,310		1,638	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
	1,196	1,466			28,229	157,057

【事業の目的】

子育て世帯を応援するため、国の幼児教育無償化制度に加え、町独自に3歳児～5歳児までのすべての子どもの給食費（月額：4,300円）を無償化し、保護者負担の軽減を図る。

【事業の概要】

令和元年10月から国の幼児教育無償化制度により3歳児～5歳児までのすべての子どもの保育料が無償化されたのに加え、令和2年度から新温泉町独自に3歳児～5歳児までのすべての子どもの給食費（月額：4,300円）を無償化し、保護者負担の軽減を図る。

〈認定こども園給食費無償化〉

○対象者・対象範囲等

- ・3歳児～5歳児：すべての子どもの給食費（月額：4,300円）を無償化

※明星認定こども園・広域入所委託の給食費無償化に係る経費については、児童措置費 子どものための教育・保育給付費支給事業で予算措置

【主な財源】

- ・ふるさとづくり基金繰入金 8,721千円

※国の幼児教育無償化制度については普通交付税措置

○主な重点事業詳細

新規事業

事業名 浜坂北小学校プール改修事業

(単位：千円)

区分	款	10	教育費		所管	
	項	2	小学校費		こども教育課	
	目	1	学校管理費			
	事業	15	小学校整備事業			
	細事業	1	小学校整備事業			
総合計画	基本方針	2	ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち			
	基本施策	2	教育の充実			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	216,251		0		216,251	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
	20,170		158,000		37,144	937

【事業の目的】

浜坂北小学校プールは建設（S47）から築47年を経過し、ろ過装置、配管等至るところで老朽化が進んでおり、安全性、衛生面の改善が急務である。また、県の社会基盤整備プログラムの都市計画街路事業の道路（県道）拡張工事に伴い、浜坂北小学校プール等が影響範囲（約1,000㎡）となるため、校舎東側の職員駐車場にプールの建替え移転を行う。

【事業の概要】

<工事概要>

- 既設プールを全面解体撤去する（水面積350㎡）
- FRP製プールを新設する（水面積350㎡）
- 遊具等の移設（のぼり棒）及び新設（ジャングルジム、すべり台）

<工程計画>

- 設計（R1.10.～R2.3）
- 本工事入札（R2.4）
- 本工事（R2.5～R2.11）
- 既設プール解体（R2夏休み～）

※新プールの供用開始は令和3年度

【主な財源】

学校施設環境改善交付金 20,170千円
 兵庫県からの移転補償費 37,144千円
 過疎対策事業債 158,000千円

○主な重点事業詳細

新規事業

事業名	図書館施設整備事業
-----	-----------

(単位：千円)

区分	款	10	教育費		所管	
	項	4	社会教育費		生涯教育課	
	目	6	図書館費			
	事業	5	図書館管理運営事業			
	細事業	3	図書館施設整備事業			
総合計画	基本方針	2	ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち			
	基本施策	4	生涯学習の推進			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	51,798		0		51,798	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
			51,700			98

【事業の目的】

町民が快適な環境の中で読書に親しめる施設にしていくため、図書館施設の整備、充実を図る。

【事業の概要】

1. 空調機器更新工事

老朽化により機能が低下している図書館の空調機器を更新し、吹き抜け等の構造による熱効率の悪い部分を改善することで、エネルギーの効果的な利用を図る。

○事業費：51,701千円

- ・設計・工事施工管理業務
- ・空調機器更新工事

2. パソコンプログラミング機器整備

図書館では、令和2年度の小学校プログラミング教育開始に先行して「プログラミング教室」を実施している。小学校の授業においてもプログラミング対応ロボットの使用が見込まれること、参加者にプログラミングに親しんでもらうことを目的として、プログラミング対応ロボットやセンサー等のハードウェアを導入する。

○備品購入費：97千円

【主な財源】

過疎対策事業債 51,700千円

○主な重点事業詳細

新規事業

事業名	専門職大学連携事業
-----	-----------

(単位：千円)

区分	款	2	総務費			所管
	項	1	総務管理費			企画課
	目	5	企画費			
	事業	4	広域行政事業			
	細事業	1	各種広域支援事業			
総合計画	基本方針	2	ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち			
	基本施策	6	歴史・文化・芸術の振興			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	336		0		336	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
						336

【事業の目的】

令和3年度に開学予定の国際観光芸術専門職大学（仮称）と但馬各市町との連携事業として検討を進めている高校対象のコミュニケーション教育について、開学後の本格導入に向けた取組を進めながら、地域における人材育成を図る。

【事業の概要】

国際観光芸術専門職大学（仮称）との連携事業（トライアル導入）として、すでに演劇手法を用いた授業に取り組んでいる浜坂高校と連携し、高校生を対象としたコミュニケーション教育に取り組む。

[実施内容（予定）]

- ・講師：平田オリザ氏（専門職大学学長候補者）
- ・回数：月1回の計10回程度
- ・内容：実際に体を動かすワークショップ形式の授業により、生徒のコミュニケーション力を磨き、地域の将来を担う人材の育成を図る。

【主な財源】

○主な重点事業詳細

新規事業

事業名	土砂災害対策支援事業
-----	------------

(単位：千円)

区分	款	8	土木費		所管	
	項	5	住宅費		建設課	
	目	1	住宅管理費			
	事業	11	土砂災害対策支援事業			
	細事業	1	土砂災害対策支援事業			
総合計画	基本方針	4	安全で住みやすい環境の整ったまち			
	基本施策	1	消防・防災の推進			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	7,543		0		7,543	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
	2,593	2,475				2,475

【事業の目的】

土砂災害等の危険性のある区域にある住宅の移転・改修等に係る経費を支援し、土砂災害から居住者の人命や財産を守る。

【事業の概要】

【がけ地近接等危険住宅移転事業補助金】

○除却等に要する経費

- ・土砂災害危険住宅の除却等に要する撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等を助成
* 補助率：2/3（1戸あたり上限1,333千円）

○住宅の建設・購入に要する経費（借入金利子相当額補助）

- ・土砂災害危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（土地の取得を含む）するために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子（年率8.5%を限度）に相当する額を助成
* 補助率：10/10（1戸あたり上限4,210千円（建物：3,250千円、土地：960千円））

○住宅の建設・購入に要する経費（建設・購入費補助）

- ・土砂災害危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する土地・建物購入、建設に係る経費等を助成
* 補助率：10/10（1戸あたり上限2,000千円）※借入金利子相当額補助を活用する場合に限る

【主な財源】

社会資本整備総合交付金 2, 5 9 3 千円

土砂災害対策支援事業補助金 2, 4 7 5 千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名	町民バス運行事業
-----	----------

(単位：千円)

区分	款	2	総務費		所管	
	項	1	総務管理費		企画課	
	目	5	企画費			
	事業	22	コミュニティバス運行事業			
	細事業	1	コミュニティバス運行事業			
総合計画	基本方針	4	安全で住みやすい環境の整ったまち			
	基本施策	3	交通・移動手段の充実			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	135,108		131,388		3,720	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
	3,778				16,313	115,017

【事業の目的】

地域住民の生活に必要な移動手段を継続的に維持・確保するため、町民バスを運行する。

【事業の概要】

地域住民の方、特に高齢者や障がいのある方、通勤・通学者の日常生活に必要な移動手段を維持・確保するため、町民バスを運行する。

令和2年度からは、学校・福祉・観光施策等と連携した利用促進を実施し、町民バス利用者の増加を図る。

[令和2年度の改正]

- ①町内で唯一の高等学校である浜坂高校を支援し、浜坂高校進学希望者の増加を図るため、浜坂高校生徒の町民バス通学定期券購入に係る費用を減額（半額）する。
- ②高齢者の運転免許証の自主返納が増加する中、交通手段を持たなくなった方の移動支援を行うため、運転免許証自主返納者等の町民バス運賃を減額（小人の額を適用）する。
- ③訪日外国人旅行者の町内周遊を支援し、インバウンド対策の充実を図るため、西日本旅客鉄道株式会社が発行する「JR-WEST RAIL PASS」を提示する方について、町民バス運賃を無料とする。

【主な財源】

- ・町民バス使用料 12,556千円
- ・ふるさとづくり基金繰入金 3,757千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名 街路事業（浜坂駅港湾線整備）

（単位：千円）

区分	款	8	土木費			所管
	項	4	都市計画費			建設課
	目	4	街路事業費			
	事業	1	街路事業費			
	細事業	1・2	県単独・公共街路事業			
総合計画	基本方針	4	安全で住みやすい環境の整ったまち			
	基本施策	6	市街地の整備			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	70,876		22,500		48,376	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
			70,800			76

【事業の目的】

都市計画道路浜坂駅港湾線の未整備区間として残っているJR浜坂駅から浜坂北小学校の南西部交差点までの区間の整備事業に県と共に取組み、地域の活性化と歩行者の安全性の向上を図る。

【事業の概要】

○浜坂駅港湾線整備事業（事業主体：兵庫県）

地域の活性化と歩行者の安全性確保のため浜坂踏切交差点の改良、歩道の設置

事業延長 L = 400m 計画幅員 W = 6.0 (15.0) m

【令和2年度】

事業内容：事業実施に係る用地買収等

・街路事業（公共・県単独）都市計画道路浜坂駅港湾線整備負担金 70,876千円

【主な財源】

過疎対策事業債 59,000千円

合併特例事業債 11,800千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名	森林経営管理事業
-----	----------

(単位：千円)

区分	款	6	農林水産業費			所管
	項	2	林業費			農林水産課
	目	2	林業振興費			
	事業	8	林業振興対策事業			
	細事業	4	森林経営管理事業			
総合計画	基本方針	5	自然と調和して心地よく暮らせるまち			
	基本施策	1	自然環境の保全			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	20,100		11,000		9,100	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
						20,100

【事業の目的】

森林環境譲与税が令和元年度から自治体へ譲与され、令和2年度には譲与額が倍増（予定）されることにあわせ、間伐や路網などの森林整備や木材の利用促進や普及啓発等の事業を進め、災害の防止や水源涵養等に努める。

【事業の概要】

- 条件不利地間伐推進事業 6,500千円
 - ・伐採木を搬出しても採算が合わない奥地等の条件不利地の森林の間伐を支援する。
- 森林計画図デジタル化業務 3,500千円
 - ・森林の所在、所有者情報等を記載した林地台帳システムにデジタル化した森林計画図を搭載し、事務の円滑化や森林施業の集約化を図る。
- その他
 - ・森林環境基金積立 10,100千円
 - 翌年以降の実施事業費に充てるため基金に積み立てる。

【主な財源】

森林環境譲与税 20,100千円

○主な重点事業詳細

新規・拡充事業

事業名	移住・定住促進事業①
-----	------------

(単位：千円)

区分	款	5	労働費		所管	
	項	1	労働諸費		商工観光課	
	目	1	労働諸費			
	事業	5	定住促進			
	細事業	1	定住促進			
総合計画	基本方針	5	自然と調和して心地よく暮らせるまち			
	基本施策	2	生活環境の充実			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	17,400		14,000		3,400	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
	6,750				6,120	4,530

【事業の目的】

過疎化による人口減少を抑制するため、住宅の購入又は増改築を行う費用の一部の助成や民間賃貸住宅家賃の助成等を行い、移住・定住の促進を図る。

【事業の概要】

○定住促進住宅取得助成金【拡充】 事業費：15,000千円

町内の若者の定住促進及び本町へのU・I・Jターンを図るため、町内で新たに住宅を購入する、又は増改築を行う費用の一部を助成

- ・対象年齢：満45歳未満（移住者は年齢不問）

- ・対象金額：[新築及び購入] 500万円超

- [改修] 50万円超

- ・助成金額：費用の1/10（上限50万円）

- 移住者については助成額上限70万円【令和2年度から新設】

○民間賃貸住宅家賃助成金【新規】 事業費：2,400千円

移住・定住の促進を図るため、結婚後3年未満の夫婦（一方が40歳未満）世帯又は40歳未満の移住者に対して民間賃貸住宅の家賃を助成

- ・助成金額：家賃から3.5万円を差し引いた額(上限月額1万円)

- ・条件：婚姻又は移住後3年までの間に通算2年分助成

【主な財源】

- ・社会資本整備総合交付金 6,750千円

- ・ふるさとづくり基金繰入金 6,120千円

○主な重点事業詳細

新規・拡充事業

事業名	移住・定住促進事業②
-----	------------

(単位：千円)

区分	款	7	商工費		所管	
	項	1	商工費		商工観光課	
	目	2	商工振興費			
	事業	1	一般的経費			
	細事業	1	商工振興費経常的一般経費			
総合計画	基本方針	5	自然と調和して心地よく暮らせるまち			
	基本施策	2	生活環境の充実			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	2,591		2,000		591	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
						2,591

【事業の目的】

過疎化による人口減少を抑制するため、空き家の改修、家財道具処分に係る費用の助成や移住定住コーディネーター配置等を行い、移住・定住の促進を図る。

【事業の概要】

○空き家リフォーム助成金【拡充】 事業費：2,000千円

新温泉町「空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家・空き店舗のリフォームを行った場合の費用、家財道具処分に係る費用の一部を助成

- ・助成金額：リフォーム費用の1/10（上限50万円）

- 家財道具処分費用の1/2（上限10万円）【令和2年度から新設】

- ・条 件：町内に本店等を有する業者を利用しての施工

○移住定住コーディネーター配置事業【新規】

移住定住コーディネーター配置し、移住・定住希望者に対する町の魅力等の情報発信や受入環境の整備・調整を行うほか身近な相談体制の充実を図る。

- ・事業費：591千円（報償金・費用弁償等） 週1回程度を想定

【主な財源】

○主な重点事業詳細

新規事業

事業名	温泉配達事業
-----	--------

(単位：千円)

区分	款	2	総務費			所管
	項	1	総務管理費			企画課
	目	5	企画費			
	事業	35	温泉活用推進事業			
	細事業	1	温泉活用推進事業			
総合計画	基本方針	5	自然と調和して心地よく暮らせるまち			
	基本施策	6	温泉配湯の利活用			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	3,120		0		3,120	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
					2,054	1,066

【事業の目的】

町の豊富な資源である温泉を活用し、町内世帯やイベント等への温泉配達を行い、町民の皆様には豊富な温泉資源を再認識いただき、「温泉のまち」としてのアイデンティティを強化するとともに、町内外への情報発信など温泉が豊富なまちとしてのイメージ戦略を進める。

【事業の概要】（おんせん天国室関連事業）

米寿の記念日を迎えるの世帯（希望者のみ）等に、長寿のお祝いとして入浴用の温泉配達を実施する。また、大学の学園祭への足湯出展など、交流推進事業の一環として町外向け温泉配達を行う。

○温泉配達事業

事業費：3,120千円（燃料費、業務委託料、車両借上料等）

1. 町内温泉配達

米寿の記念日を迎える最大約150世帯（希望者のみ）に、家庭用浴槽一杯の温泉（約200～300L）を配達

2. 町外への温泉配達

大学の学園祭を始め、交流事業の一環として温泉を配達

【主な財源】

・ふるさとづくり基金繰入金 2,054千円

○主な重点事業詳細

拡充事業

事業名	コミュニティ支援事業
-----	------------

(単位：千円)

区分	款	2	総務費			所管
	項	1	総務管理費			企画課
	目	5	企画費			
	事業	36	コミュニティ支援事業			
	細事業	1	コミュニティ支援事業			
総合計画	基本方針	6	住民と行政が夢をふくらませるまち			
	基本施策	1	参画と協働の推進			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	7,177		123		7,054	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
		2,800				4,377

【事業の目的】

過疎化・高齢化により集落機能が低下する中、地域における暮らしを持続可能とするため、集落の枠組みを越えて広い範囲で活性化を図る新しい地域運営の取組を推進する。

【事業の概要】

[令和2年度]

- ・先行モデル地域として、奥八田地域で地域運営組織を立ち上げ、地域づくり活動を開始
(兵庫県版地域おこし協力隊「地域再生協働員」を設置して運営をサポート)
- ・各地域に出向き、地域運営組織の事業説明及び区割り等に係る協議を実施
- ・各地域における組織図・事業計画等の整備、取りまとめ
(総括集落支援員を設置し、各地域の話し合いの促進、計画策定等をサポート)

[令和3年度以降]

- ・組織運営が可能となった地域から、順次、地域運営組織を立ち上げ
(集落支援員を設置し、地域活動をサポート)

【主な財源】

地域再生協働員設置事業委託金 2,800千円(地域再生協働員)
特別交付税 3,500千円(集落支援員事業)

○主な重点事業詳細

新規事業

事業名 奥八田交流施設整備事業

(単位：千円)

区分	款	2	総務費			所管
	項	1	総務管理費			企画課
	目	5	企画費			
	事業	36	コミュニティ支援事業			
	細事業	1	コミュニティ支援事業			
総合計画	基本方針	6	住民と行政が夢をふくらませるまち			
	基本施策	1	参画と協働の推進			
予算額	R02当初予算額		R01当初予算額		増減	
	4,000		0		4,000	
財源内訳	国庫支出金	県支出金	町債	分担金負担金	その他特財	一般財源
			4,000			0

【事業の目的】

過疎化・高齢化により、単独での集落機能の維持が困難になっている奥八田地域において、新しい地域運営の拠点を整備し、複数集落からなる広域的な範囲で地域の活性化を図る。

【事業の概要】

1. 事業名 奥八田交流施設整備事業
2. 施設概要 集会施設 1棟（木造平屋建）
3. 事業期間 令和2年度～令和3年度（2年間）
4. 事業内容 令和2年度：詳細設計（地質調査、敷地測量を含む）
令和3年度：工事監理、建築工事
5. 事業費 令和2年度：4,000千円
令和3年度：35,000千円

【主な財源】

辺地対策事業債 4,000千円